

第五次下松市障害者計画

(令和6(2024)～11(2029)年度)

第7期下松市障害福祉計画

第3期下松市障害児福祉計画

(令和6(2024)～8(2026)年度)

令和6(2024)年3月

下 松 市

はじめに

本市では、令和3年3月に策定した「下松市障害者総合計画（第四次下松市障害者計画・第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画）」のもと、「障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり」を基本理念として、様々な取組を総合的に進めてまいりました。

この間、国においては、障害者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、県においては、



「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が制定されるなど、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、支えながら暮らすことができる地域共生社会の構築がより一層求められています。

今回策定した、障害者施策に関する基本的な事項を定めた「第五次下松市障害者計画」、障害福祉サービスなどの提供体制の確保と円滑な実施を目的とした「第7期下松市障害福祉計画」及び「第3期下松市障害児福祉計画」は、これまでの計画の基本理念を引き継ぐとともに、その成果や課題などを踏まえて障害者施策の更なる充実を目指し、各種施策を推進することとしております。

今後とも、市民の皆様をはじめ、障害者団体やボランティア団体、地域、事業者、行政等関係機関との連携を図りながら、障害者施策を着実に進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました「下松市障害者施策推進協議会（下松市地域自立支援協議会）」の委員の皆様をはじめ、関係団体や障害福祉関係者並びに市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和6年3月

下松市長

國井 益雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付けと役割	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の進行管理	5

第2章 障害者を取り巻く現状

第1節	障害者施策に関する国内の動き	7
第2節	障害者の状況	9
1	障害者手帳所持者数の推移	9
2	障害者手帳の重複の状況	10
3	身体障害者の状況	11
4	知的障害者の状況	15
5	精神障害者の状況	17
6	難病患者の状況	20

第3章 第五次下松市障害者計画

第1節	障害者計画とは	21
第2節	障害者計画の基本的方向	22
1	基本理念	22
2	基本目標	22
3	施策の体系	23
第3節	分野別施策	24
	【基本目標1】安心して生活できる地域社会の実現	24
	【基本目標2】いきいきと暮らすことができる地域社会の実現	32
	【基本目標3】誰もが暮らしやすい地域社会の実現	44

第4章 第7期下松市障害福祉計画及び第3期下松市障害児福祉計画

第1節 障害福祉計画及び障害児福祉計画とは	55
第2節 計画の基本的な考え方	55
1 基本理念	55
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	57
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	58
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	58
5 地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方	59
6 事業体系	60
第3節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について	62
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
2 地域生活支援の充実	63
3 福祉施設から一般就労への移行等	63
4 障害児支援の提供体制の整備等	65
5 相談支援体制の充実・強化等	66
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
第4節 障害福祉サービス等の必要量の見込みについて	67
1 指定障害福祉サービス	67
2 指定相談支援	71
3 障害児通所支援等	71
4 その他の活動指標	73
第5節 地域生活支援事業の必要量の見込みについて	75

参 考 資 料

総合支援学校在校生進路希望調査結果	83
下松市地域自立支援協議会設置規則	84
下松市障害者施策推進協議会設置要綱	86
下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会委員名簿	88
下松市障害者計画推進本部設置要綱	89
計画策定の経緯	91

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、令和3(2021)年3月に、障害者基本法に基づき「第四次下松市障害者計画」を策定し、障害者が地域の中で共に暮らし、自立できる共生社会の実現を目指し、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・交通・情報通信・防災など、様々な分野で障害者施策を推進してきました。

併せて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき「第6期下松市障害福祉計画」、「第2期下松市障害児福祉計画」を策定し、サービス提供体制の確保や推進に努めてきました。

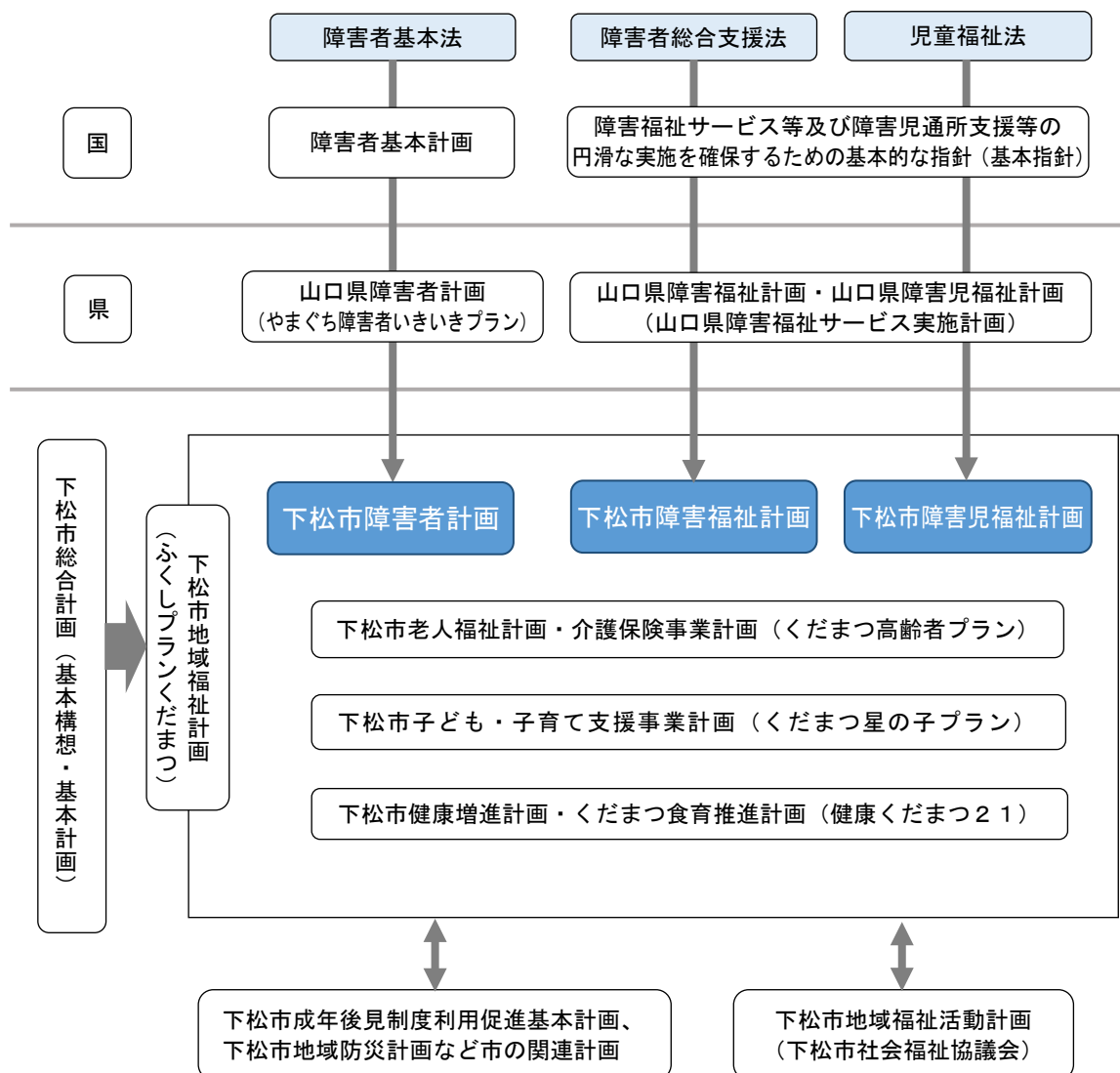
このたび、令和6(2024)年3月をもってこれらの計画期間が終了することから、令和6(2024)年度を初年度とする「第五次下松市障害者計画」、「第7期下松市障害福祉計画」及び「第3期下松市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

第2節 計画の位置付けと役割

本計画のうち、第3章の「第五次下松市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、第4章の「第7期下松市障害福祉計画」及び「第3期下松市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものです。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「基本指針」、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、市の上位計画である「下松市総合計画」や「ふくしプランくだまつ」、その他の関連する計画と整合性を図ります。

■ 計画の位置付け ■



障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（第88条第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（第33条の20第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

総合計画とは

市政における様々な施策の総合的指針となる計画であり、目指す都市像を掲げ、それに向けて行うべき効果的な施策を体系化して示すもので、市政の中長期的な基本方針、最上位計画となるものです。

目指す都市の姿や施策の方向性、まちづくりの取組の共通理念等を示す「基本構想」と、分野ごとに具体的に行う施策の内容を体系的に示す「基本計画」で構成します。

地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、下松市社会福祉協議会が策定する「下松市地域福祉活動計画」と連携し、行政と地域の協働による地域福祉の推進に関する基本的方向を示すものです。

具体的な施策については、各分野それぞれの個別の計画で展開します。

第3節 計画の期間

「第五次下松市障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。

「第7期下松市障害福祉計画」及び「第3期下松市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

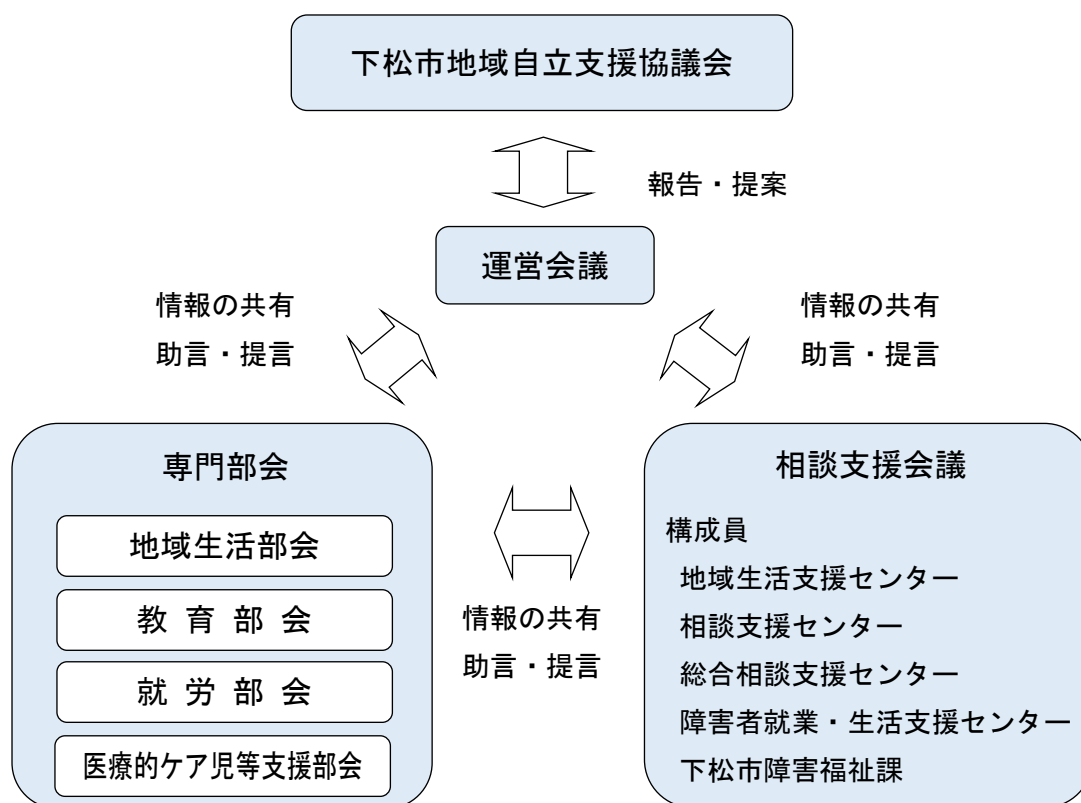
■ 計画の期間 ■

計画名		年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
国	障害者基本計画	第4次 2018～2022					第5次					(第6次)		
	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	第5期 2018～2020			第6期			第7期			(第8期)			
県	山口県障害者計画 (やまぐち障害者いきいきプラン)	2018～2023					2024～2029							
	山口県障害福祉計画 (山口県障害福祉サービス実施計画)	第5期 2018～2020			第6期			第7期			(第8期)			
	山口県障害児福祉計画 (山口県障害福祉サービス実施計画)	第1期 2018～2020			第2期			第3期			(第4期)			
下松市	下松市 総合計画	基本構想	2011～2020			2021～2030								
		基本計画	後期 2016～2020			前期 2021～2025			(後期) (2026～2030)					
	下松市地域福祉計画 (ふくしプランくだまつ)	第三次 2017～2020			第四次			(第五次)						
	下松市障害者計画	第三次 2016～2020			第四次			第五次 2024～2029						
	下松市障害福祉計画	第5期 2018～2020			第6期			第7期 2024～2026			(第8期)			
	下松市障害児福祉計画	第1期 2018～2020			第2期			第3期 2024～2026			(第4期)			
	下松市老人福祉計画・介護保険事業計画 (くだまつ高齢者プラン)	第六次 2018～2020			第七次			第八次			(第九次)			
	下松市子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン)	第1期 2015～2019		第2期					(第3期)					
	下松市健康増進計画	第二次 2017～2022					第三次					(第四次)		

第4節 計画の進行管理

下松市障害者計画の推進にあたっては、関係各課で情報を共有するなど、全庁的な取組を行うとともに、雇用、教育、医療などの様々な分野と連携を強化して進行管理を行います。また、計画の進捗状況を「下松市障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を聞きながら計画の効果的な推進を図ります。

下松市障害福祉計画及び下松市障害児福祉計画に定める成果目標や活動指標については、実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、「下松市地域自立支援協議会」において点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。



第2章 障害者を取り巻く現状

第1節 障害者施策に関する国内の動き

年	法制度等の動き	主な内容
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 ◇障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正施行 ◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ◇発達障害者支援法の改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定義務化 ・発達障害者の教育、就労、地域での生活等における支援の充実
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者総合支援法の改正施行 ◇児童福祉法の改正施行 ◇障害者雇用促進法の改正施行 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ◇ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助、就労定着支援の創設、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）、医療的ケアを要する障害児に対する支援 ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加、障害者雇用率の引き上げ ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会進出の促進 ・ユニバーサル社会の実現に向け、国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力を規定
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者雇用促進法の改正施行 ◇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 ◆山口県手話言語条例の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画の策定義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進 ・言語である手話の普及の推進、手話で生活することができる地域社会の実現

◇国の動き ◆県の動き

年	法制度などの動き	主な内容
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正一部施行 ◇聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの推進（学校教育との連携） ・電話リレーサービスの提供（R3 スマホアプリ提供開始）
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ◇バリアフリー法の改正施行 ◇医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ◇障害者差別解消法の改正（R6 施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・国や地方公共団体、学校設置者等の責務を規定 ・障害者への合理的配慮の提供を事業者に義務付け
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 ◆障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行 ◇児童福祉法の改正（R6 施行） ◇障害者総合支援法の改正（R6 施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進 ・障害を理由とする差別の解消の推進、共生社会の実現に向けた施策の推進 ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化等 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実や就労支援の強化等
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者雇用促進法の改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化

◇国の動き ◆県の動き

第2節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

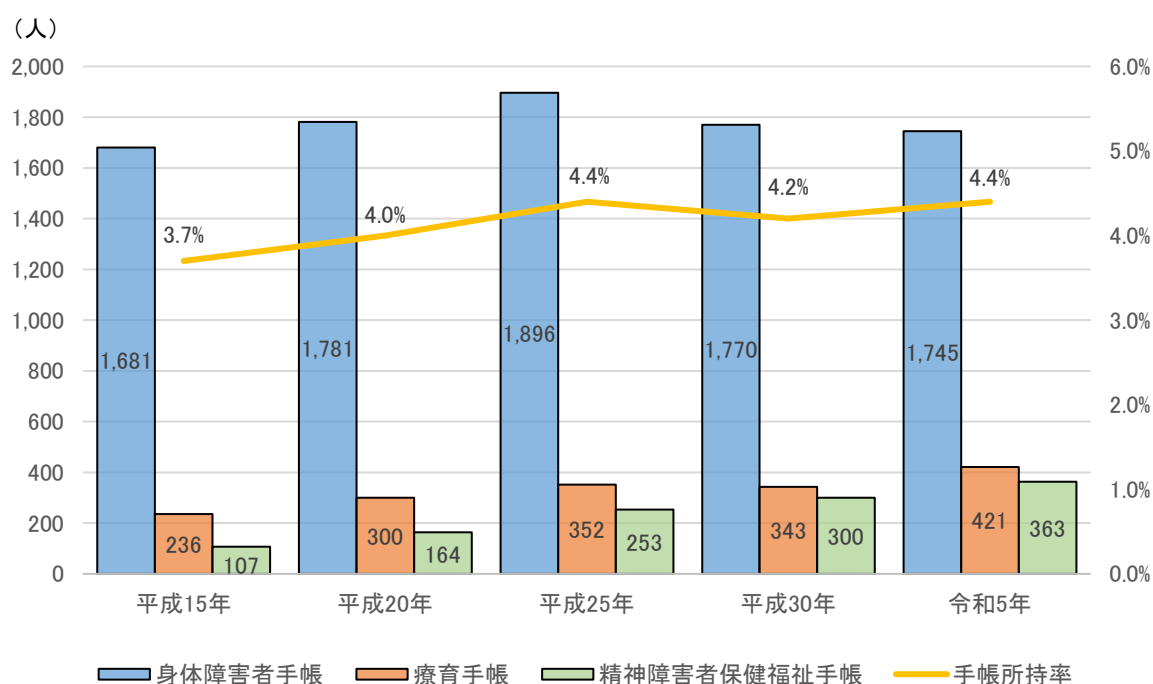
本市の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）及び精神障害者保健福祉手帳を合わせた障害者手帳の所持者数は、平成25（2013）年以降横ばい傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在で2,529人となっており、市の人口の4.4%を占めます。

手帳種別の内訳で見ると、身体障害者手帳の所持者が1,745人、療育手帳の所持者が421人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が363人となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

（各年4月1日現在 単位：人）

	平成15 (2003)年	平成20 (2008)年	平成25 (2013)年	平成30 (2018)年	令和5 (2023)年
身体障害者手帳	1,681	1,781	1,896	1,770	1,745
療育手帳	236	300	352	343	421
精神障害者保健福祉手帳	107	164	253	300	363
合計	2,024	2,245	2,501	2,413	2,529
市の人口	55,027	55,701	56,212	57,199	56,932
高齢化率	20.8%	23.6%	26.4%	29.1%	29.3%
手帳所持率	3.7%	4.0%	4.4%	4.2%	4.4%



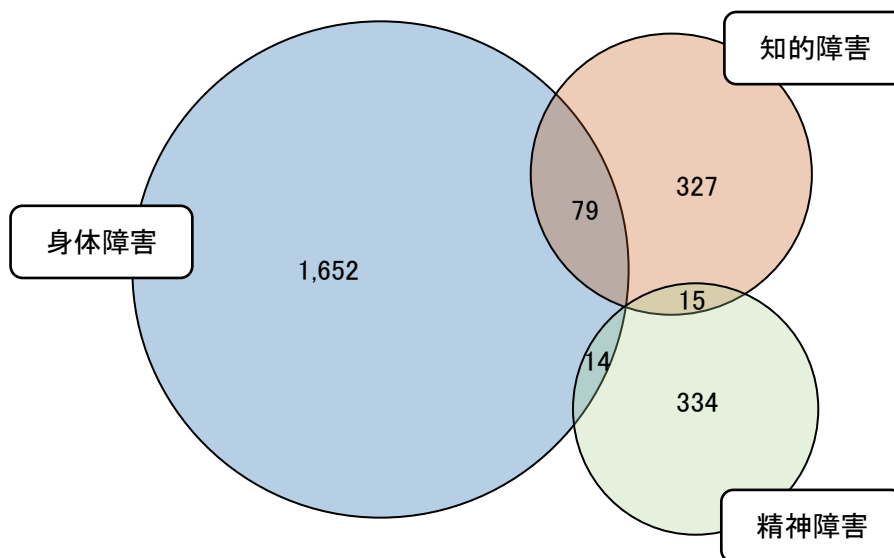
2 障害者手帳の重複の状況

身体障害、知的障害、精神障害の手帳を重複して所持している人は、令和5（2023）年4月1日現在では、身体障害と知的障害の重複が79人と最も多く、知的障害と精神障害の重複が15人、身体障害と精神障害の重複が14人となっています。これらの重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は2,421人で、市の人口の4.3%になります。

■ 障害者手帳の重複の状況 ■

（令和5（2023）年4月1日現在 単位：人）

区分	人数
身体障害者手帳のみ所持	1,652
療育手帳のみ所持	327
精神障害者保健福祉手帳のみ所持	334
身体障害者手帳と療育手帳を重複して所持	79
身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳を重複して所持	14
療育手帳と精神障害者保健福祉手帳を重複して所持	15
身体障害者手帳と療育手帳と精神障害者保健福祉手帳を全て所持	0
合計	2,421



3 身体障害者の状況

(1) 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

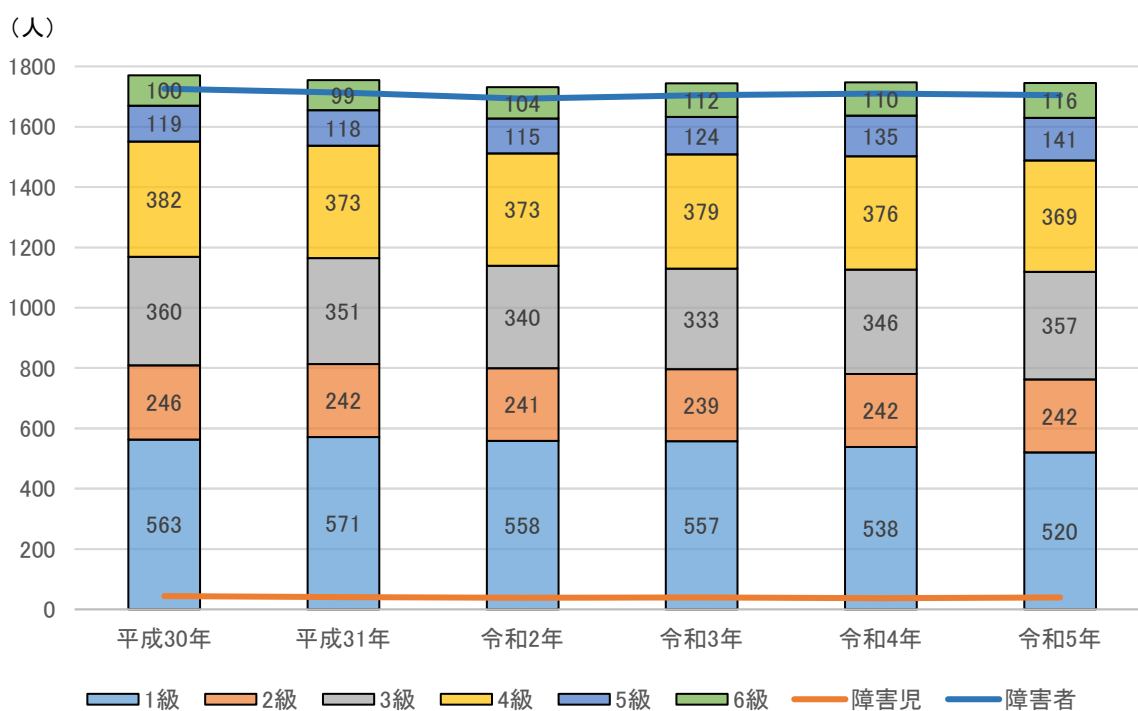
障害等級別の推移をみると、5級及び6級の手帳所持者数は増加傾向にあり、また、最近5年間の傾向をみると、重度の障害者が減少し比較的軽度の障害者の割合が増加しています。

また、全体の手帳所持者数は横ばい傾向となっています。

■ 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移 ■

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
1級	563	571	558	557	538	520
2級	246	242	241	239	242	242
3級	360	351	340	333	346	357
4級	382	373	373	379	376	369
5級	119	118	115	124	135	141
6級	100	99	104	112	110	116
合計	1,770	1,754	1,731	1,744	1,747	1,745
障害児(0~17歳)	44	41	38	39	37	40
障害者(18歳以上)	1,726	1,713	1,693	1,705	1,710	1,705



(2) 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳

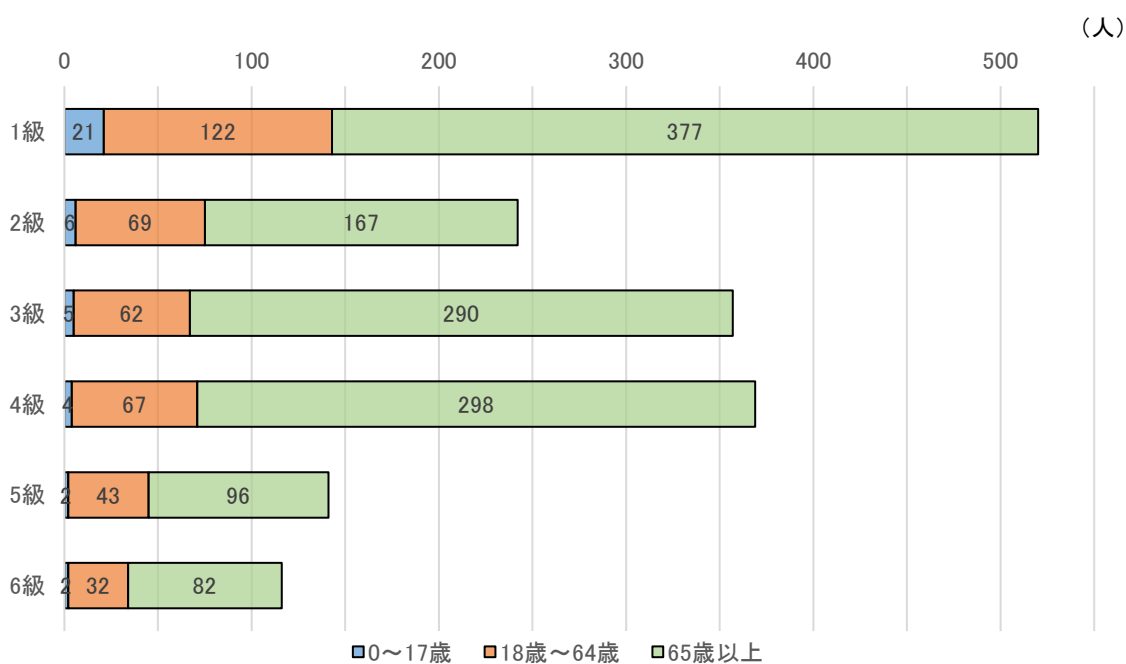
令和5(2023)年4月1日現在で、障害児と障害者の割合は、障害児が40人(2.3%)、障害者が1,705人(97.7%)となっており、特に65歳以上の障害者が1,310人(75.1%)と大半を占めています。

障害等級別にみると、65歳以上の3級、4級の障害者の割合が高くなっています。

■ 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳 ■

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	障害児		障害者					
	0~17歳		18歳~64歳		65歳以上		障害者計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	21	1.2	122	7.0	377	21.6	499	28.6
2級	6	0.4	69	4.0	167	9.6	236	13.5
3級	5	0.3	62	3.5	290	16.6	352	20.2
4級	4	0.2	67	3.8	298	17.1	365	20.9
5級	2	0.1	43	2.5	96	5.5	139	8.0
6級	2	0.1	32	1.8	82	4.7	114	6.5
合計	40	2.3	395	22.6	1,310	75.1	1,705	97.7



(3) 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

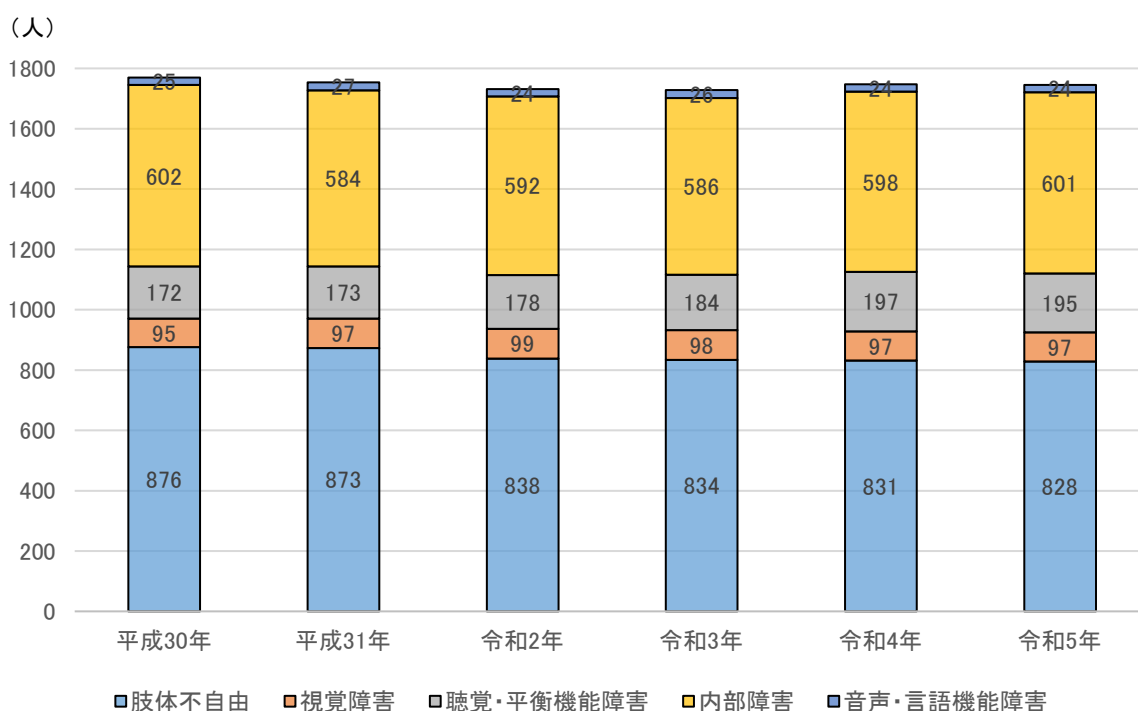
障害部位別にみると、令和5（2023）年4月1日現在、肢体不自由が828人（47.5%）と約半数を占めています。続いて、内部障害が601人（34.4%）、聴覚・平衡機能障害が195人（11.2%）、視覚障害が97人（5.5%）、音声・言語機能障害が24人（1.4%）となっています。

また、最近5年間の傾向をみると、聴覚・平衡障害が増加しており、他の障害は横ばいか減少傾向にあります。

■ 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移 ■

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
肢体不自由	876	873	838	834	831	828
視覚障害	95	97	99	98	97	97
聴覚・平衡機能障害	172	173	178	184	197	195
内部障害	602	584	592	586	598	601
音声・言語機能障害	25	27	24	26	24	24
合計	1,770	1,754	1,731	1,744	1,747	1,745



(4) 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳

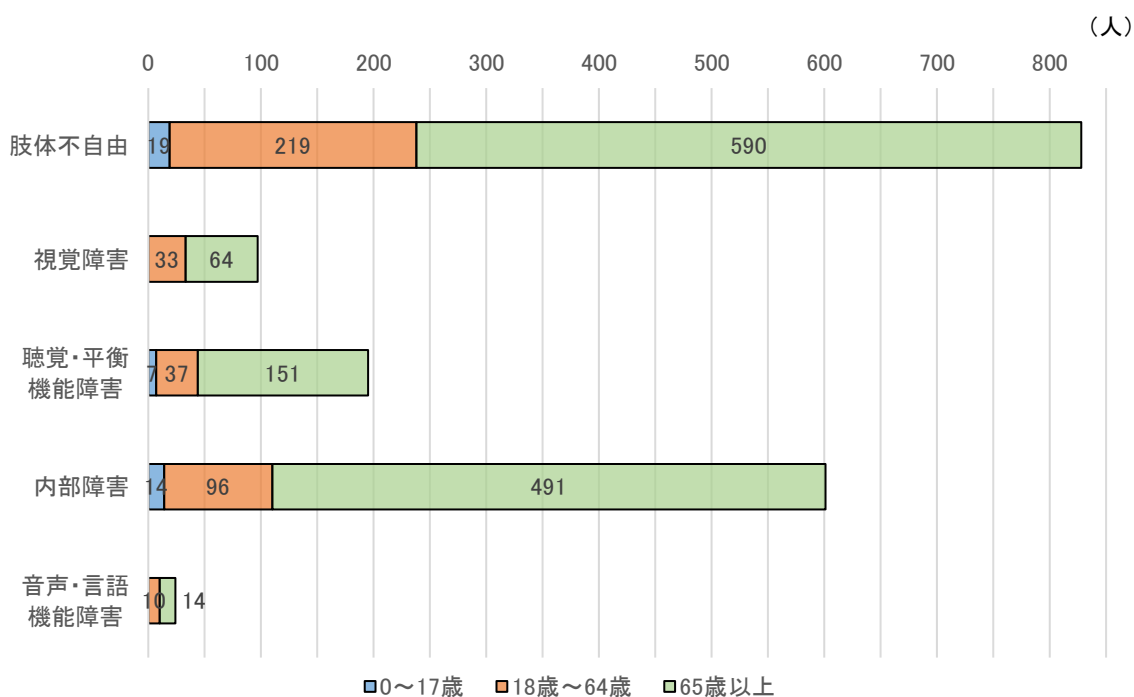
令和5(2023)年4月1日現在で、65歳以上の肢体不自由が590人(33.8%)、内部障害が491人(28.1%)と大半を占めています。

また、65歳上の聴覚・平衡機能障害が151人(8.7%)で、高齢者の手帳取得者が増加しています。

■ 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳 ■

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	障害児		障害者					
	0～17歳		18歳～64歳		65歳以上		障害者計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
肢体不自由	19	1.1	219	12.6	590	33.8	809	46.4
視覚障害	0	0	33	1.9	64	3.6	97	5.5
聴覚・平衡機能障害	7	0.4	37	2.1	151	8.7	188	10.8
内部障害	14	0.8	96	5.5	491	28.1	587	33.6
音声・言語機能障害	0	0	10	0.6	14	0.8	24	1.4
合計	40	2.3	395	22.7	1,310	75.0	1,705	97.7



4 知的障害者の状況

(1) 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

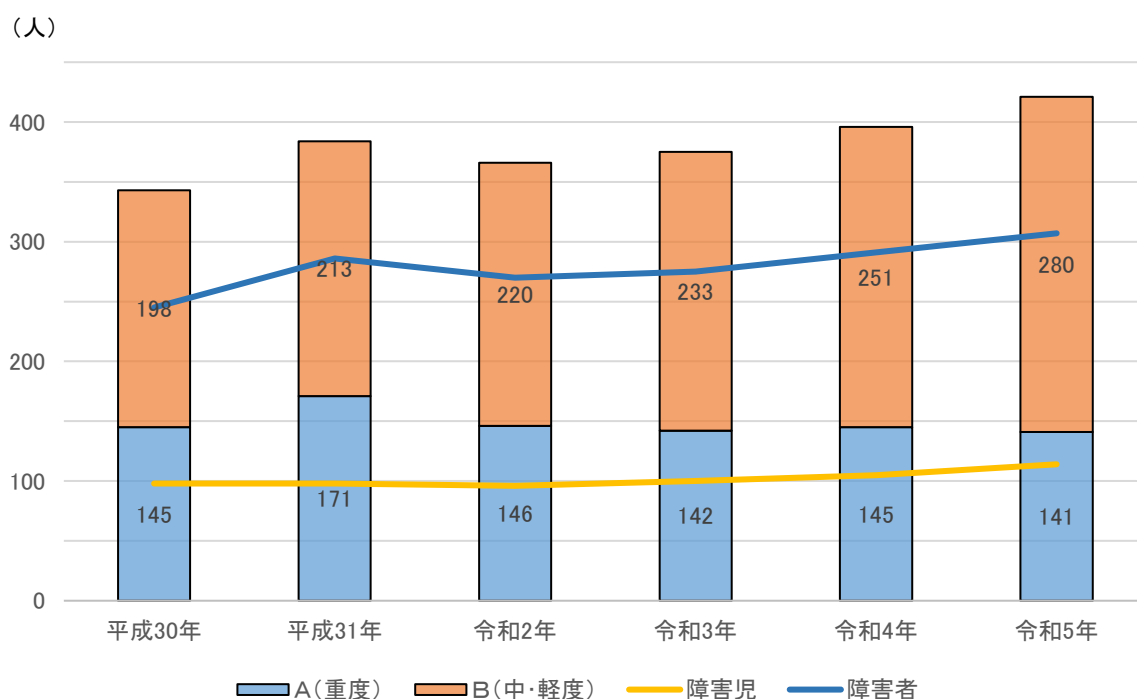
障害程度別にみると、令和5(2023)年4月1日現在、A判定(重度)が141人(33.5%)、B判定(中・軽度)が280人(66.5%)となっており、割合はB判定がA判定より多くなっています。

障害程度別の推移をみると、最近5年間でA判定(重度)については横ばいですが、B判定(中・軽度)は増加し、令和5(2023)年4月1日現在では、平成30(2018)年4月1日と比較して82人増加(41.4%増)しています。

■ 障害程度別の療育手帳所持者数の推移 ■

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
A(重度)	145	171	146	142	145	141
B(中・軽度)	198	213	220	233	251	280
合計	343	384	366	375	396	421
障害児(0~17歳)	98	98	96	100	105	114
障害者(18歳以上)	245	286	270	275	291	307



(2) 障害程度別の療育手帳所持者数の年齢別内訳

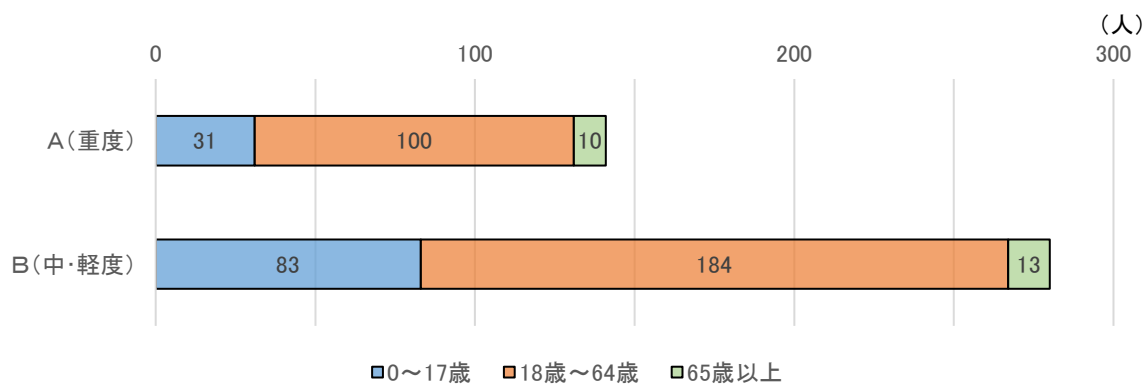
令和5(2023)年4月1日現在の障害児と障害者の割合は、障害児が114人(27.1%)、障害者が307人(72.9%)となっています。

年齢別にみると、18歳から64歳までの割合が多く、次いで18歳未満の児童が多くなっています。

■ 障害程度別の療育手帳所持者数の年齢別内訳 ■

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	障害児		障害者					
	0~17歳		18歳~64歳		65歳以上		障害者計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
A(重度)	31	7.4	100	23.7	10	2.4	110	26.1
B(中・軽度)	83	19.7	184	43.7	13	3.1	197	46.8
合計	114	27.1	284	67.4	23	5.5	307	72.9



5 精神障害者の状況

(1) 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5（2023）年4月1日現在で、363人となっており、平成30（2018）年4月1日と比較して63人増加（21.0%増）しています。

障害等級別にみると、令和5（2023）年4月1日現在で、1級が49人（13.5%）、2級が178人（49.0%）、3級が136人（37.5%）となっており、中度の障害等級である2級が約半数を占めています。

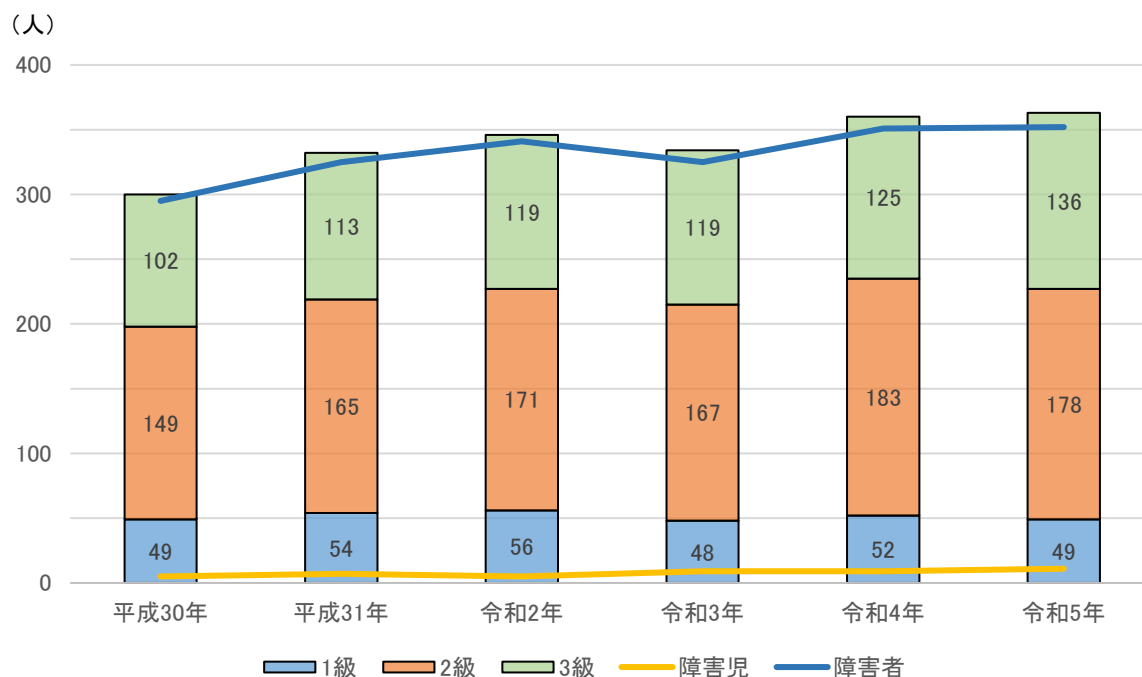
また、最近5年間の推移をみると、1級は横ばい傾向ですが、2級は29人増加（19.5%増）し、3級は34人と大幅に増加（33.3%増）しています。

18歳未満の障害児の手帳所持者数は人数自体は少ないものの、増加傾向にあります。

■ 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ■

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
1級	49	54	56	48	52	49
2級	149	165	171	167	183	178
3級	102	113	119	119	125	136
合計	300	332	346	334	360	363
障害児(0~17歳)	5	7	5	9	9	11
障害者(18歳以上)	295	325	341	325	351	352



(2) 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別内訳

障害児と障害者の割合は、令和5（2023）年4月1日現在で、障害児が11人（3.0%）、障害者が352人（97.0%）となっています。

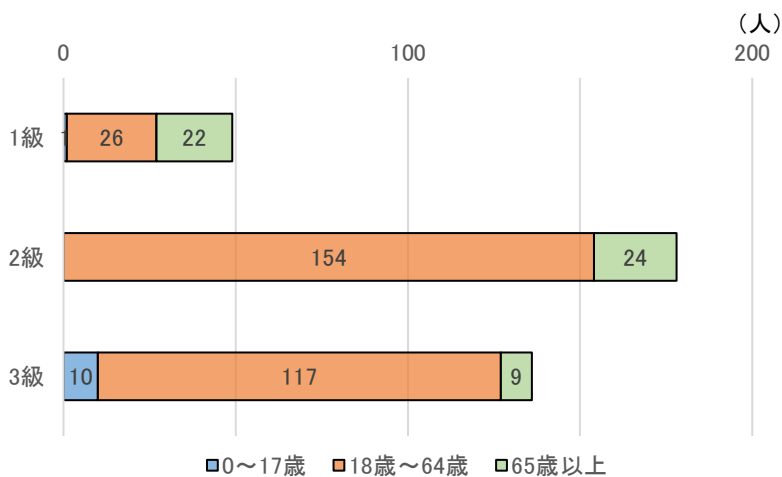
18歳未満の児童は、軽度の手帳所持者がほとんどとなっています。

65歳以上の高齢者の手帳所持者は、全体の15.2%となっており、8割以上を18歳から64歳までの障害者が占めています。

■ 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別内訳 ■

（令和5（2023）年4月1日現在）

区分	障害児		障害者					
	0～17歳		18歳～64歳		65歳以上		障害者計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	1	0.3	26	7.2	22	6.1	48	13.3
2級	0	0	154	42.4	24	6.6	178	49.0
3級	10	2.7	117	32.2	9	2.5	126	34.7
合計	11	3.0	297	81.8	55	15.2	352	97.0



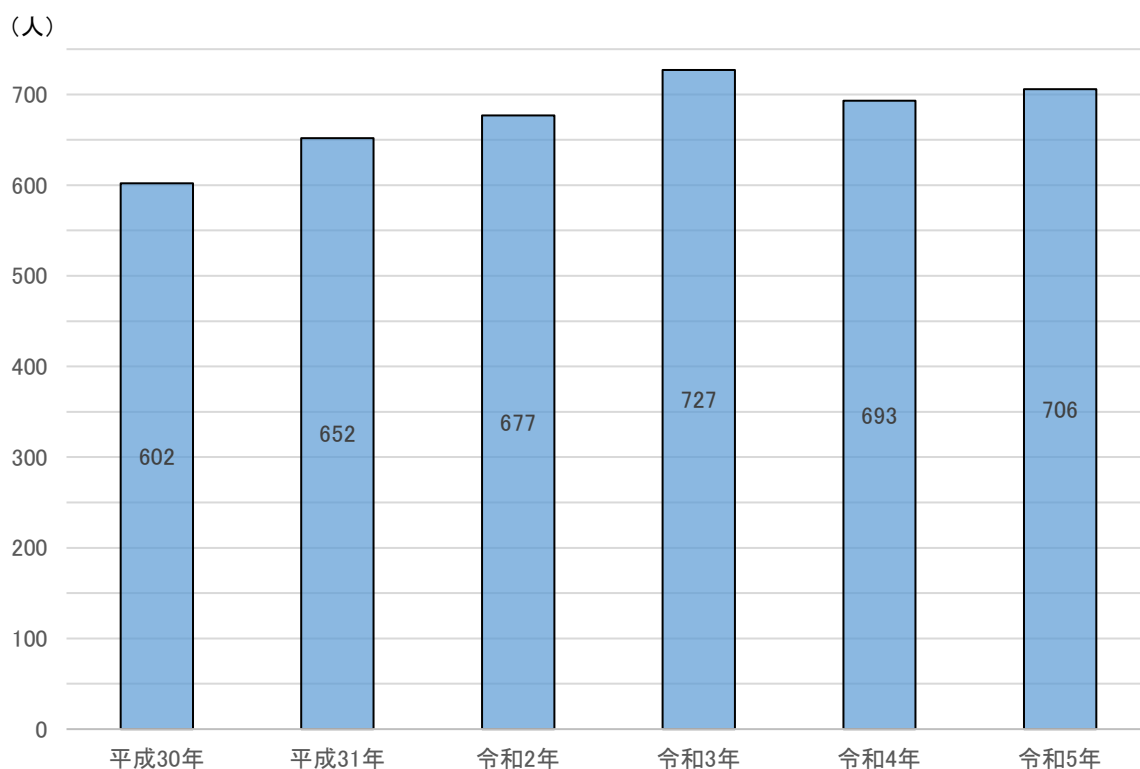
(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和5（2023）年4月1日現在で706人となっており、平成30（2018）年4月1日と比較して104人増加（17.3%増）しています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移 ■

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	602	652	677	727	693	706



6 難病患者の状況

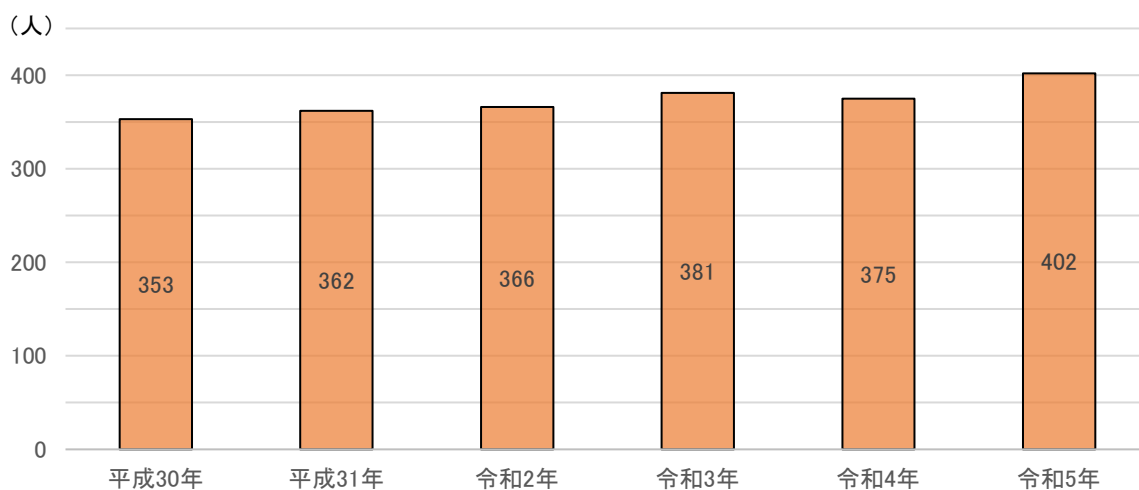
平成 24（2012）年 6 月に成立した障害者総合支援法により、平成 25（2013）年 4 月から、障害者の定義に新たに難病が追加され、障害者総合支援法の対象となりました。

対象疾病は拡大しており、令和 6（2024）年 4 月以降の障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は 369 疾病となります。

■ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者数）の推移 ■

（各年 4 月 1 日現在 単位：人）

区分	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年
難病患者数	353	362	366	381	375	402



第3章 第五次下松市障害者計画

第1節 障害者計画とは

「障害者計画」は、障害者基本法に基づき市の障害者施策の基本的な考え方や具体的な推進方策を明らかにし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針等を踏まえ、市の上位計画である「下松市総合計画」や「ふくしプランくだまつ」、その他の関連する計画と整合性を図り策定します。

第2節 障害者計画の基本的方向

1 基本理念

障害者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、障害のある人とない人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要があります。

このような社会の実現に向け、本計画では、これまでの障害者計画を引き継ぎ、『障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり』を基本理念とします。

基本理念

**障害のある人もない人も
いきいきと暮らすことができるまちづくり**

(計画期間：令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間)

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3項目を基本目標として、具体的施策を実施していくことにします。

【基本目標1】安心して生活できる地域社会の実現

障害者が安心して生活していくためには、障害や障害者に対する市民の理解を促進し、障害者差別の解消を図り、障害者の権利擁護の取組を進める必要があります。

また、障害の種類や程度にかかわらず自分らしく生活するための相談支援体制の充実や、本人の課題と将来を見据えた障害福祉サービス等の充実を図るとともに、保健や医療も含めた地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指します。

【基本目標2】いきいきと暮らすことができる地域社会の実現

障害者がいきいきと暮らしていくためには、障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会を確保することが必要です。

そのため、就労の支援と雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進、療育・教育の充実、外出・経済的自立の支援を図っていきます。

【基本目標3】誰もが暮らしやすい地域社会の実現

障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、障害者が社会生活や日常生活を営むうえでの制約となる社会的障壁を除去する必要があります。

行政サービス等における配慮はもちろんのこと、防災・防犯の対策や生活環境の整備を推進し、併せて地域力を活かした支え合いを推進していきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な施策
障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり	<p>【基本目標1】</p> <p>安心して生活できる 地域社会の実現</p>	<p>(1) 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>(2) 相談支援体制の充実</p> <p>(3) 障害福祉サービス等の充実</p> <p>(4) 保健・医療の充実</p>
	<p>【基本目標2】</p> <p>いきいきと暮らすことができる 地域社会の実現</p>	<p>(1) 就労の支援と雇用の促進</p> <p>(2) 障害者スポーツと文化芸術活動の促進</p> <p>(3) 障害児支援の充実 ア 地域療育体制の充実 イ 教育の充実</p> <p>(4) 自立・社会参加への支援 ア 外出に向けた支援 イ 経済的自立の支援</p>
	<p>【基本目標3】</p> <p>誰もが暮らしやすい 地域社会の実現</p>	<p>(1) 行政サービス等における配慮 ア 行政機関等における配慮 イ 選挙等における配慮</p> <p>(2) 防災・防犯対策の推進</p> <p>(3) 生活環境の整備の推進 ア 公共施設等のバリアフリー化の推進 イ 住宅の確保 ウ 情報提供の充実</p> <p>(4) 地域力を活かした支え合いの推進</p>

第3節 分野別施策

【基本目標1】安心して生活できる地域社会の実現

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- 障害者差別解消法の円滑な推進に向け、パンフレットの配布や市ホームページでの啓発に努めています。また、障害者に対する差別の解消を図るために、様々な機会を捉え、市民等に対して、障害や障害者に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが必要です。
- 令和4(2022)年10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行され、令和5(2023)年4月から障害者に対する合理的配慮の提供が民間事業者等へ義務付けられました。
- 障害者の権利擁護を図るため、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止等に取り組む必要があります。障害者虐待防止センターを設置するとともに、虐待防止マニュアルを作成する等、障害者に対する虐待防止と障害者の保護や支援等を行っています。
- 障害の特性により、生活するうえで自己決定や意思表示が困難な場合には、権利や財産等が侵害されないよう、成年後見制度の利用に向けた支援の必要があります。自己の権利を自分で守ることが難しい障害者が地域で安心して生活できるよう、令和4(2022)年3月に成年後見支援センターを設置して、成年後見制度の適切な利用を促進し、障害者や高齢者等の権利や財産等を守るための支援を行っています。
- 学齢期のうちから障害や障害者に対する理解を進め、必要な手助けや配慮ができるように、小中学校で福祉体験学習を実施しています。

今後の方針

- ◇ 関係機関等と連携し、障害者差別解消法への市民や民間事業者の理解を深め、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。
- ◇ 障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供の民間事業者等への義務付けについて、広く周知を図ります。
- ◇ 障害者の虐待防止について周知・啓発を図るとともに、関係機関と密接に連携し、虐待の早期発見、早期対応につなげます。
- ◇ 共生社会の実現に向け、多様な障害特性、障害者への必要な配慮の理解を図り、手助けや配慮を実践するために、「あいサポート運動」を県と共同して進めるほか、下松市社会福祉協議会が実施する福祉体験学習も活用し、障害や障害者に対する理解の促進を図ります。
- ◇ 日常生活の中で本人の意思や状況を随時把握し、関係機関等と連携して、成年後見制度利用に係る支援や各種サービスの提供などを包括的、一体的に行うことにより、障害者が抱える生活課題の解決に努めます。



(関係機関：障害福祉課、高齢福祉課、学校教育課、下松市社会福祉協議会)

事業項目	事業内容
障害者差別の解消	<p>障害者差別解消法の円滑な推進に向け、法の趣旨・目的等について広報し啓発に取り組みます。</p> <p>また、障害を理由とした差別に関する相談窓口を設け、障害者差別の解消の推進に努めます。</p>
障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供の周知	<p>障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供の民間事業者等への義務付けについて周知を図ります。</p>
障害者虐待の防止	<p>障害者の権利や利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する相談や通報を受け付けるとともに、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。</p>
障害者理解の促進	<p>市民等を対象とした講演会や交流会で、「あいサポート運動」の周知を図り、障害特性や必要な配慮等についての理解を促進していきます。</p> <p>また、小中学生等への福祉体験学習（車椅子、手話、アイマスク等の体験）等を通して、障害者の日常生活の課題に目を向け、考える機会を設け、障害者理解の促進を図ります。</p>
成年後見制度の周知及び利用の促進	<p>成年後見支援センターを中心として、自らの権利を主張したり行使することが困難な障害者の権利を守るために、成年後見人等に補ってもらう成年後見制度の周知及び利用の促進を図ります。</p>

(2) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 当事者や家族の立場に立って相談に応じる、身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置しています。
- 相談支援事業を実施し、障害者やその家族からの相談に応じるとともに、福祉サービスの利用の援助、社会資源の活用や社会性活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関等の紹介及び連絡調整を行っています。
- 利用者の増加により、計画相談支援や障害児相談支援を行う相談支援事業所や相談支援専門員が不足しています。
- 令和3（2021）年12月に新たな指定特定相談支援事業所が開設され、令和4（2022）年1月には同事業所が指定障害児相談支援事業所を開設し、市内の事業所はそれぞれ3箇所になりました。
- 下松市地域自立支援協議会の相談支援会議において、相談支援専門員が困難事例の検討や地域課題のリストアップを行っています。
- 障害の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えて、障害者が身近な地域で安心して生活できる支援体制の整備が求められています。
- 令和4（2022）年3月に下松市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の利用に向けた相談や支援を行っています。

今後の方針

- ◇ 新規事業者等に対し、指定特定相談支援事業所の開所等を働きかけることにより、相談支援専門員の確保に努めていきます。
- ◇ 地域生活支援拠点の機能の充実や相談支援専門員のスキルアップ、成年後見制度の利用促進等により、家族や親亡き後の支援に取り組んでいきます。



(関係機関：障害福祉課、高齢福祉課、産業振興課)

事業項目	事業内容
相談員制度の充実	<p>障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、引き続き身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置します。</p> <p>また、相談員の資質向上を図るため、研修等への参加を促し、身近な相談支援体制を充実させます。</p>
計画相談支援の基盤整備	<p>利用者数に対して相談支援専門員の人数が不足していることから、民間事業者等に対して新規参入の働きかけを行っていきます。</p>
総合相談窓口の設置	<p>障害者のニーズとライフステージに応じた支援が行われるよう、総合的な相談窓口を相談支援事業所に委託して設置します。</p>
就労相談の充実	<p>障害者の就労相談については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。</p>
下松市地域自立支援協議会の充実	<p>下松市地域自立支援協議会の相談支援会議や専門部会（地域生活部会、就労部会、教育部会、医療的ケア児等支援部会）を活用し、関係機関と連携して地域課題の把握と解決に努めます。</p>
親亡き後の支援	<p>地域生活支援拠点の機能の充実や相談支援専門員のスキルアップ、成年後見支援センターと連携した成年後見制度の利用促進等により、家族や親亡き後の支援に取り組んでいきます。</p>

(3) 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

- 障害者が地域で在宅生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づき、在宅サービス、日中活動系サービス等の給付を行っています。
- 障害者が豊かな地域生活を送ることができるよう、社会参加のための外出支援や日中の居場所づくりをしています。
- 同行援護のガイドヘルパーの不足により、視覚障害者の余暇活動等の外出支援に支障が出ています。
- 医療的ケアの必要な障害者、重度心身障害者、重度知的障害者、強度行動障害のある人に対して支援を行う事業所が不足しています。

今後の方針

- ◇ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障害の特性や多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備していきます。
- ◇ 事業者に対して同行援護が実施できる体制の整備を促します。



(関係機関：障害福祉課)

事業項目	事業内容
在宅サービスの充実	<p>障害者のニーズや実態に応じて、在宅の障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所の活用や日中活動の場の確保等により、在宅サービスの質的・量的な充実を図ります。</p>
日中活動系サービスの充実	<p>障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活介護事業所や就労系事業所等の日中活動の場を確保し、サービスの充実を図ります。</p> <p>また、常時介護を必要とする障害者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備に努めます。</p>
地域移行の推進	<p>グループホームの整備を促進し、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。</p>
移動支援事業	<p>障害者の自立した生活を支援するため、余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。</p>
日中一時支援事業	<p>障害者が社会生活のために日常的な訓練等を行う日中活動の場を提供し、日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>歩行が困難な在宅の身体障害者又は難病患者等で、家庭等での入浴が困難な人に対して、自宅に浴槽を持ち込んで入浴の介助を行います。</p>
地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点事業所との会議を定期的で開催し、相談や対応案件の事例検討、地域の課題解決に向けた方針の情報共有、緊急対応の予防措置等の進捗管理を行い、関係者のスキルアップや連携強化を図ります。</p>

(4) 保健・医療の充実

現状と課題

- 発達障害や精神障害等の当事者やその家族が地域生活を送るうえでの居場所づくりや相談会は、家族会等により継続して開催されており、家族会等が開催する講演会や交流会等の自発的な活動を支援しています。
- 周南3市共同で事業を実施している地域活動支援センターは、地域で生活する精神障害者と家族の相談支援を行うとともに日中の居場所を提供しています。
- 高次脳機能障害のある人に対し、必要な障害福祉サービスの給付を行い、自立訓練等のリハビリや就労移行支援等の就労に対する支援を行っています。
- 各種の健診（検診）や健康づくり推進事業等を行い、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の働きかけを行っています。
- 障害者が必要な医療を受け、健康な生活を送ることができるよう、医療費の負担軽減を図る必要があります。
- 精神保健、特にひきこもりや不登校など心の問題への対応については、学校や地域の相談支援機関等が連携を強化し、早期の対応や相談体制を充実させる必要があります。
- こころの健康や病気等のメンタルヘルスに関する正しい知識の普及といった自殺対策への取組をより一層進めていく必要があります。
- 高次脳機能障害は外見だけでは分かりにくく、本人の自覚や家族の理解が得にくいことから、日常生活や社会復帰の支障になっており、相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

今後の方針

- ◇ 精神障害者の早期治療、社会復帰、社会参加を促進するため、保健、医療、福祉関係者の連携を強化します。
- ◇ 一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、施策の充実や環境づくりを進めていきます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、健康増進課、こども家庭課、学校教育課)

事業項目	事業内容
自立支援医療 (育成・更生・精神通院)	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給します。
重度心身障害者医療費助成制度	障害者とその家族の経済的負担を軽減するため、重度の心身障害者を対象とした医療費の助成を行います。
各種健診(検診)	各医療保険者による特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めます。
健康づくり推進事業	健康的な生活習慣、健康づくりについて啓発し、市民の健康に対する意識の高揚に努めます。 健康相談、健康教育や保健指導等を行い、生活習慣病等の予防と健康づくりを推進します。
自殺対策事業	こころの健康に関する出前講座やリーフレットの配布等を行い、自殺対策についての普及・啓発に努めます。 また、臨床心理士による心の健康相談(ストレス相談)や、ゲートキーパー養成講座等を実施し、自殺の危険性が高い人への早期対応を図ります。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
相談体制の整備	ひきこもりや不登校等の心の問題を抱える精神障害者や家族の多様なニーズに対応する相談体制の整備を図ります。
難病患者等に対する障害福祉サービス等	難病患者等の状況に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、関係機関等と連携してサービスの調整を図ります。
高次脳機能障害に対する支援体制の充実	高次脳機能障害の支援拠点機関である山口県立こころの医療センターや専門医療機関、相談支援事業所等と連携し、高次脳機能障害のある人が相談支援や訓練等のサービスを受けることができるよう、支援体制の整備と充実に努めます。

【基本目標2】いきいきと暮らすことができる地域社会の実現

(1) 就労の支援と雇用の促進

現状と課題

- 令和4（2022）年6月1日の県内民間企業における障害者雇用者数は4,681.5人、実雇用率は2.68%となっており、共に過去最高を更新しています。障害者の就職への意識の高まりとともに企業における障害者雇用の取組が進み、精神障害者や発達障害者の雇用も増加しています。
- 令和5（2023）年4月に就労継続支援B型事業所が新たに開設し、市内のA型事業所は1箇所、B型事業所は5箇所になり、利用者は年々増加しています。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品やサービスに対しての優先発注を推進しています。
- 精神障害者や発達障害者等の職場定着のために、障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるように、就労後の職場定着支援に取り組んでいく必要があります。
- 工場等の設置に伴い新たに従業員を雇用する場合に雇用奨励金を交付しており、障害者を雇用する場合には、加算して交付しています（下松市工場等誘致奨励制度）。

今後の方針

- ◇ 働く意欲のある障害者がその能力や適性に応じていきいきと働き、自立した生活を送ることができるよう、就労への円滑な移行促進や職業訓練、障害者就労施設等の受注の拡大、就労先の確保に努めていきます。
- ◇ 障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、就労定着支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の雇用促進、就労定着等を支援します。



(関係機関：障害福祉課、産業振興課)

事業項目	事業内容
障害者雇用への理解と促進	下松市地域自立支援協議会就労部会において、企業に対して障害者雇用への理解の促進、障害者雇用率制度や国等の相談・援助・助成金制度の周知に取り組みます。
就労に関する相談体制等の充実	就職を希望している障害者や在職中の障害者が抱える課題に応じて、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所等と連携し、就業面と生活面の一体的な支援を行います。
福祉的就労の場の確保	障害者が、自ら選択した職業で自立した社会生活の実現が可能となるよう、福祉的就労の場である障害者就労施設での訓練（就労移行支援、就労継続支援）を推進します。
障害者施設からの優先調達	障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針に基づき、市役所の調達目標及び実績を公表し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的な調達を推進します。
就労定着支援	就労移行支援等から一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、就労先や自宅等を訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関等との連絡調整等を行います。
就労訓練サポート事業	就労系のサービス事業所を利用する障害者に対し、就労訓練サポート費として交通費と訓練に係る経費の一部を支給します。
職場実習支援金	障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターが行う職場実習等を受ける障害者に対し、支援金を支給します。
就労訓練事業	就労に必要な知識及び技能の習得を目的として、障害者に生産活動の機会を提供する就労訓練事業を実施します。
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の企業への周知	厚生労働省が実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」について企業への周知を行っていきます。

(2) 障害者スポーツと文化芸術活動の促進

現状と課題

- 市の行事等において、障害の有無にかかわらず参加できるように配慮するとともに、携帯型ヒアリングループシステムの周知や、手話通訳や要約筆記等の利用を進めています。
- 障害者がスポーツやレクリエーション、文化芸術活動を行うことは、健康増進のみならず、社会参加という観点からも重要です。障害者が自身の興味や関心に合わせて、スポーツ等を楽しみ交流ができるような環境づくりが必要です。
- 障害者同士の交流を深め、レクリエーション等を楽しむ機会を提供するため、障害者団体等に委託して教室等を開催しています。
- 山口県障害者芸術文化祭の周知を行い、出展を広く募っています。
- 障害の有無にかかわらず文化芸術を気軽に楽しめる環境として、鑑賞や活動、発表の場の充実が求められています。

今後の方針

- ◇ キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）等を周知し、参加機会の拡大を図ります。
- ◇ 障害者や障害者団体等によるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を支援します。
- ◇ 手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障害者が講演会や芸術活動等へ参加しやすい環境づくりに努めます。



(関係機関：障害福祉課、地域交流課、生涯学習振興課)

事業項目	事業内容
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<p>キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）への参加を呼びかけるほか、障害者団体等に委託し、スポーツやレクリエーションの教室等を開催します。</p> <p>また、市の行事等へ障害者が参加しやすいように意思疎通支援や配慮を行います。</p>
文化芸術活動の支援	<p>山口県障害者芸術文化祭への出展の呼びかけや、活動等の発表の場の確保、展示機会の創出に取り組みます。</p>
スポーツボランティアバンクの設置	<p>スポーツボランティアバンク設置事業により、ボランティアの登録を促進し、ボランティアの障害者スポーツイベントへの参加を促します。</p>
イベント等における配慮	<p>イベント等の主催者に対して、障害者が参加しやすいような配慮や、会場環境及び運営面等についての理解と協力を求めます。</p> <p>また、市が主催するイベント等については、手話通訳者や要約筆記者の配置、ヒアリンググループシステムの設置等の配慮を行っていきます。</p>
バリアフリー映画の普及	<p>聴覚障害者や視覚障害者が映画を楽しむことができるよう、関係団体の協力のもと、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。</p>

(3) 障害児支援の充実

ア 地域療育体制の充実

現状と課題

- 療育を必要とする障害児に対して、児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業を実施しています。
- 児童福祉法に基づき障害児福祉計画を策定し、障害児へのサービス提供体制の確保や通所支援及び相談支援の円滑な実施に努めています。
- 令和5(2023)年1月に放課後等デイサービス事業所が、同年6月には児童発達支援事業所が市内に新たに開設し、それぞれの事業所数は8箇所、4箇所になりましたが、障害児に対するサービスの提供体制は不十分な現状です。特に放課後や休日に利用できるサービスの確保や充実が求められています。
- 発達障害に関する相談件数は年々増加しており、県の発達障害者支援センターと連携を図りながら発達障害者への支援体制を整備する必要があります。
- 妊婦健診、乳幼児健診、5歳児発達相談、のびっ子相談(心理相談)、元気っ子教室(発達支援学級)等を実施し、乳幼児の障害の早期発見・早期対応に取り組んでいます。成長に合わせて情報を引き継ぎ、一貫した支援が行われるよう、保健・医療や福祉、教育との連携体制を充実させる必要があります。
- 障害児等の適切な支援につながるよう、生まれてからの成長過程や生活の様子などを記録できる個人サポートファイルを改訂し、利用の周知を図っています。
- 市職員や市内相談支援事業所の、医療的ケア児等支援コーディネーター研修受講を推進し、コーディネーターの増員を図っています。

今後の方針

- ◇ 障害児の保護者同士の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ◇ 成長に合わせて情報を引き継ぎ、一貫した支援が行われるよう、保健・医療や福祉、教育との連携体制の充実に努め、切れ目のない支援を実施します。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、健康増進課、こども未来課)

事業項目	事業内容
療育サービス	障害児が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービス提供体制の整備を進めます。
在宅サービス	居宅介護や短期入所、一時的に預かり見守りを行う日中一時支援事業等を提供し、障害児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
発達障害に対する支援	発達障害に対してはライフステージに応じた一貫した支援が必要なため、関係機関と連携して情報を引き継ぎ、きめ細かな支援を行うとともに、発達障害に関する正しい知識の普及と理解促進に努めます。
児童発達支援センター	障害児や発達に遅れのある児童に対し、日常生活動作及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うとともに、関係機関等とも連携しつつ家族等に対して相談支援等を行っていきます。
乳幼児健診	乳幼児健診の受診率の更なる向上を図り、障害の早期発見と発達支援、適切な医療や専門的な療育へつなげていく体制づくりに努めます。また、未受診者へ受診勧奨を行い、状況把握に努めます。
5歳児発達相談	子どもの発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図るため、5歳児発達相談を行います。専門家への相談を通して、保護者が感じる養育上の困難感や保育園・幼稚園での集団生活上の課題へ対応し、円滑な就学への支援を行っていきます。
のびっ子相談 (心理相談)	1歳6か月児・3歳児健診や各種相談等において、発達についての心配がある幼児と保護者に対し、公認心理師によるのびっ子相談(心理相談)を行います。また、必要に応じて、親子の関わりを深め発達を促す元気っ子教室(発達支援学級)や医療機関、ことばの教室等を紹介していきます。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	障害の有無にかかわらず、子ども同士が生活の中で共に成長できるよう、障害児の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用機会の確保について適切な配慮及び環境整備を行っていきます。
個人サポートファイル	適切な支援につながるように、生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルの活用を推進します。

イ 教育の充実

現状と課題

- 平成 19（2007）年の学校教育法改正において、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われました。
- 平成 23（2011）年 7 月に改正された障害者基本法により、国及び地方公共団体は、可能な限り障害児が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこととされました。
- 平成 25（2013）年 9 月に施行された学校教育法施行令の一部を改正する政令において、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行ったうえで、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。
- 平成 28（2016）年 4 月に施行された障害者差別解消法により、国公立学校における合理的配慮の提供が義務化されました。
- 一人ひとりの障害の特性や教育的ニーズを把握し、適切な相談・支援を行う特別支援教育を積極的に推進する必要があります。
- 各学校の設置者及び学校は、共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮の提供が必要とされています。

今後の方針

- ◇ インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教職員が特別支援教育についての正しい理解と認識を深め、障害児の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、学校内の支援体制の充実に努めます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、教育総務課、学校教育課)

事業項目	事業内容
相談・支援体制の充実	<p>校内委員会等の整備や個別の教育支援計画の作成等、障害児一人ひとりの実情を踏まえたきめ細かな相談・支援体制の構築に努めます。</p> <p>また、教育的ニーズに応じた適切な相談や支援の充実を図るため、医療・福祉等の関係機関との一層の連携を図ります。</p>
教職員の専門性の向上	<p>障害児一人ひとりの状況等を的確に把握し、早期から適切な指導や必要な支援を行うことができるよう、研修会や事例検討会を計画的に実施し、教職員の専門性の向上に努めます。</p>
特別支援教育教員補助員の配置	<p>障害児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個々に応じた適切な指導・対応を充実させるために、教員補助員を配置し、特別支援教育の質的な充実と向上に努めます。</p>
進路指導の充実	<p>障害児の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう、高等学校や特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、進路指導の充実を図ります。</p>
学校施設・教育設備等の充実	<p>障害児一人ひとりの実情を踏まえ、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の改修や教育設備等の充実を図ります。</p>

(4) 自立・社会参加への支援

ア 外出に向けた支援

現状と課題

- 地域社会の一員である障害者の社会参加を促進するには、身体・精神的な負担の軽減だけでなく、経済的な負担も軽減する必要があります。
- 電車やバスを利用することが困難な障害者にとって、社会参加や通院の際には、家族による送迎やタクシーの利用が欠かせません。
- 障害者の移動に係る経済的負担の軽減を図り、外出しやすくするため、福祉タクシー助成事業を実施しています。
- 障害者等の外出を推進するため、やまぐち障害者等専用駐車場利用証の交付箇所を増やし、令和4（2022）年度からは市内4箇所の窓口で交付しています。
- 市有施設の建替や改修時には多機能トイレの整備を行っています。また、大規模小売店をはじめ民間施設においても多機能トイレの整備の充実が図られています。

今後の方針

- ◇ 外出等の移動時の支援を行う移動支援事業の一層の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ◇ 外出に係る経済的な負担を軽減するため、福祉タクシー助成事業や自動車運転免許取得・自動車改造の費用助成事業を継続します。
- ◇ 市有施設の多機能トイレの設備の充実を図るとともに、その情報の周知に努めます。



(関係機関：障害福祉課、下松市社会福祉協議会)

事業項目	事業内容
移動支援事業	移動が困難な障害者が充実した日常生活を送ることができるよう、ヘルパーを派遣し社会参加等の外出時の支援を行うとともに、制度の周知に努めます。
自動車運転免許取得、自動車改造等の助成	障害者の移動を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造等に係る費用の一部を助成します。
福祉タクシー助成事業	社会参加や通院の経済的負担の軽減のため、タクシーの初乗り運賃の助成制度を継続します。
身体障害者補助犬の利用促進	盲導犬、介助犬及び聴導犬といった身体障害者補助犬の利用を促進し、公共施設や民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、市民や事業者の理解促進に努めます。
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知	歩行や車の乗降が困難な人が、「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用するための利用証を発行する制度の周知を図ります。 また、専用駐車場の整備に向け事業者等への周知を行っていきます。
市有施設の多機能トイレの機能向上と周知	外出時に利用しやすいよう、市有施設の多機能トイレの機能の充実を図るとともに、市ホームページ等で設備の情報を発信します。

イ 経済的自立の支援

現状と課題

- 障害年金や各種手当の支給、医療費の給付・助成制度等は、障害者が地域で自立した生活を営むための生活保障として大きな役割を果たしています。受給資格を有する障害者に不利益が生じないように、より一層の周知が必要です。
- 複合的な問題を抱える生活困窮者に対し包括的な支援を行う制度として、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27（2015）年度から自立相談支援事業、平成 28（2016）年度から家計改善支援事業、令和 4（2022）年度から社会で働くことに不安がある生活困窮者の相談に応じサポート等を行う就労準備支援事業を実施しています（生活困窮者支援制度）。
- 生活困窮者支援制度については、第2のセーフティネットとして支援の効果が現れている一方で、生活に困窮しているものの相談に結びついていない人が適切に自立相談支援機関につながるように関係機関と連携する必要があります。

今後の方針

- ◇ 受給資格を有する人が、障害年金や各種手当等を受給できないことが無いよう、制度の周知に努めていきます。
- ◇ 生活に困窮している人が深刻化する前に相談できるよう、生活困窮者支援制度の周知を図るとともに、幅広いニーズに対応するための事業の充実を図ります。



(関係機関：障害福祉課、地域福祉課、保険年金課、下松市社会福祉協議会)

事業項目	事業内容
障害年金・特別障害者手当等の周知	障害年金や特別障害者手当等の各種手当、障害者の生活保障となる年金・福祉制度について、市広報や市ホームページ等を通じて一層の周知を図ります。
各種手当・医療費の助成	特別障害者手当等の各種手当や、医療費の給付・助成制度等の適切な給付を図り、障害者や家族の経済的負担を軽減します。
生活困窮者支援制度の充実	生活に困窮している人が深刻化する前に相談できるよう事業の周知を図ります。 また、幅広いニーズに対応し、きめ細かな支援が行えるよう相談支援体制の充実に取り組んでいきます。
心身障害者扶養共済制度	心身障害者の保護者に万が一のことがあった時に、残された障害者の生活安定のため、終身一定の年金が支給される「心身障害者扶養共済制度」の周知を図るとともに、掛金の一部を助成します。
在宅障害者見舞金及び在宅障害児介護見舞金の支給	市内で在宅生活を送っている身体障害者手帳2級以上、療育手帳、精神保健福祉手帳1級の所持者等に対して、年に1回見舞金を支給します。 また、18歳未満の児童については、身体障害者手帳3級所持者も対象とし、保護者に対して見舞金を支給します。

【基本目標3】誰もが暮らしやすい地域社会の実現

(1) 行政サービス等における配慮

ア 行政機関等における配慮

現状と課題

- 平成28(2016)年10月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する下松市職員対応要領を策定しました。また令和2(2020)年には、県のあいサポート認定団体となっています。
- 行政機関等がその事務又は事業を行うにあたり、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、負担が重すぎない範囲での必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されています。
- 市の管理する施設の窓口に「耳マーク」を掲示し、筆談等の申し出に対する配慮を行っています。また、遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末や、難聴者等の聞こえを支援するためにモバイル型対話支援システムと軟骨伝導イヤホンを設置しています。

今後の方針

- ◇ 職員の障害者理解を深め、業務における障害者への合理的配慮の提供を徹底します。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、総務課、地域政策課)

事業項目	事業内容
業務における合理的配慮の提供	事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。 また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する下松市職員対応要領」に基づき、適切な配慮を行います。
職員研修の充実	障害者に対して適切な配慮ができるよう、市職員に対してあいサポーター研修等の研修を計画的に実施するとともに、より効果的な研修の実施に努め、職員の障害者理解の促進を図ります。
コミュニケーション支援機器の利用	遠隔手話通訳サービスや軟骨伝導イヤホン等コミュニケーション支援機器の利用について、市役所内の各部署へ周知し利用促進を図ります。
行政情報の提供	行政情報の提供にあたっては、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報を入手できるよう、声の広報など情報アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

イ 選挙等における配慮

現状と課題

- 障害者基本法に基づき、選挙で障害者が円滑に投票できるように、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこととされています。
- 選挙事務を行うにあたっては、障害者が投票を円滑に行うことができるように配慮する必要があります。
- 投票所には、点字投票用点字器のほか耳マークや選挙用コミュニケーションボードを設置しています。

今後の方針

- ◇ 各種選挙において、障害者が円滑に投票することができるように、必要な措置を講じ投票環境の整備に努めます。

主な事業展開

(関係機関：選挙管理委員会事務局)

事業項目	事業内容
投票所における配慮と投票環境の整備	視覚障害者が円滑に投票できるよう、点字投票用点字器の配備を行います。また、障害者と円滑に意思疎通できるよう、耳マークやコミュニケーションボードを受付に配置します。 移動が困難な障害者が投票所内をスムーズに移動できるよう、投票所の土足化や段差解消、車椅子の配備等を行い、投票環境の向上を図ります。
代理投票の適切な実施	心身の障害等で投票用紙に自書できない障害者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施に努めます。
選挙機会の確保	指定病院や郵便等による不在者投票制度の周知を図り、選挙機会の確保に努めます。

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- 要配慮者施設である障害者施設等と連携し、災害時の情報伝達訓練等を行っています。
- 音声での通話が困難な障害者が緊急時に119番通報できるよう、ファックスやメールにより通報するシステムや、チャットで市外からでも通報できるNet119緊急通報システムを運用しているほか、一人暮らし等で健康上注意を要する障害者等が、緊急通報・健康確認・健康相談ができる高齢者等見守り通報システムを運用しています。
- 病気やケガ等の救急場面や避難所等でスムーズに意思疎通が図られるよう、救急車両や避難所にコミュニケーションボードを設置しています。また、聴覚障害者や視覚障害者が災害時等に必要な情報や支援を得ることができるよう、避難時等着用ベストを配布しています。
- 災害時に避難行動要支援者が、近隣住民等からの安否確認や避難支援を受けることができる体制づくりに取り組んでいます。
- 要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ生活の場の確保、支援体制の整備に努める必要があります。
- 一般の避難所に避難することが困難な要支援者が速やかに福祉避難所等に避難できるよう、関係機関と調整をする必要があります。
- 福祉避難所として下松市保健センター及び下松市地域交流センターを指定するとともに、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を11法人と締結しています。これらは、一般の避難所で生活することが難しいと判断される要配慮者に、家族等と共に施設へ一時的に避難してもらうためのものです。福祉避難所の設置・運営が円滑に行われるよう、法人との意見交換や訓練を定期的実施することが重要です。

今後の方針

- ◇ 障害者が地域社会において安全で安心して生活を送るため、障害者の特性に配慮した支援策を講じ、災害等による被害の未然防止に努めます。
- ◇ 障害者が避難する際に、避難所で必要な配慮を受けやすくするために、ヘルプカードやサポートファイル等で自分の障害特性を簡単に示せるよう、その利活用と周知に努めます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、地域福祉課、高齢福祉課、防災危機管理課、地域政策課、消防本部警防課)

事業項目	事業内容
くだまつメールの利用拡大	避難情報等の防災情報を避難行動要支援者に確実に伝達するため、防災・気象情報のほか、市からの様々な情報が配信される「くだまつメール」の利用拡大を図ります。
防災ラジオの提供	避難支援プランを提出した避難行動要支援者や避難支援者、要配慮者利用施設に防災ラジオの無償貸与を行います。
適切な避難情報の発令	適切なタイミングで「高齢者等避難」等の避難情報が発令できるよう努めるとともに、発令以前であっても、必要に応じて避難準備等の呼びかけを行うよう努め、高齢者や障害者等の避難に時間がかかる人の安全な避難に取り組めます。
避難行動要支援者支援体制の充実	災害時等に弱い立場にある障害者等を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の提出を働きかけ、関係者と情報共有を図ります。また、災害等緊急時に円滑かつ迅速に避難するために、「くだまつ版マイ・タイムライン」の作成や災害避難時タクシーの利用を促すとともに、関係機関等と連携し避難行動要支援者の支援体制を充実していきます。
円滑な福祉避難所の設置・運営	防災備蓄品の備えの強化、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な設置・運営を図ります。
避難所における配慮	障害者等の要配慮者の避難については、避難所で必要な配慮を受けやすくするために、避難者がヘルプカードやサポートファイル等で自分の障害特性を簡単に示せるよう、その利活用と周知に努めます。また、一般の避難所においても要配慮者用のスペースの確保に努めます。
避難所機能・支援体制の整備	避難所の多機能トイレ等の機能の充実を図り、障害者が避難生活を送りやすい環境整備に努めます。 地域における要配慮者支援の取組を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努めます。
緊急通報システムの利用促進	音声での緊急通報が困難な障害者がファックスやメール、チャットで119番通報できるシステムや、一人暮らし等で健康上注意を要する障害者等が緊急通報・健康確認・健康相談ができる高齢者等見守り通報システムの利用促進を図ります。

(3) 生活環境の整備の推進

ア 公共施設等のバリアフリー化の推進

現状と課題

- ユニバーサルデザインやバリアフリー等、都市環境の面からも福祉的社會基盤の整備の必要性は高く、道路や公共施設、住宅等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進めています。
- 障害者が活動範囲を広げ、生きがいのある生活を実現するために、安全で外出しやすい道路や交通機関の環境整備をより一層充実させていく必要があります。

今後の方針

- ◇ 障害者の社会参加の促進と、安全で快適な暮らしの実現を図るため、交通機関や公共的施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、企画政策課、財政課、住宅建築課、土木課、都市政策課)

事業項目	事業内容
公共施設の整備	公共施設(建物)については、障害者が安全かつ快適に利用できるよう、スロープ、エレベーター、多機能トイレ等、可能な限り障害者にも配慮した施設整備を行います。特に、新設又は大規模改修を行う公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。案内表示等は、わかりやすい表現や色彩、デザインとなるよう努めます。
「山口県福祉のまちづくり条例」に沿ったまちづくりの推進	高齢者や障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁のない、誰もが利用しやすい生活環境を整えるため、公共的施設の整備について、「山口県福祉のまちづくり条例」の周知に努めます。
道路空間のバリアフリー化	歩行者等の通行幅員を可能な限り確保しつつ、段差の解消、通行の障害となる街路樹の植替や不法占用物件の除去に努めます。 点字ブロック等の交通安全施設を必要に応じて整備するとともに、適正な維持管理を行い道路空間のバリアフリー化を進めます。
公共交通機関の利便性の向上	車両のバリアフリー化による公共交通機関の利便性の向上を図るため、交通事業者等に対して働きかけを行います。
公園のユニバーサルデザイン化	誰でも利用しやすい公園となるよう、出入口や園路、園内施設等のユニバーサルデザイン化や、障害者用駐車場、座って休める設備等の設置に努めます。

イ 住宅の確保

現状と課題

- 障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、住居の確保が重要ですが、障害者に対応する民間住宅・公営住宅やグループホームが不足しています。
- 障害者の多様な暮らしを支援していくためには、グループホームのほか様々な形の居住の場を増やしていくことが重要です。

今後の方針

- ◇ 障害者が住み慣れた地域での暮らしを継続するために必要な居住の場の確保や支援に取り組みます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、住宅建築課、税務課)

事業項目	事業内容
グループホームの確保	民間事業者等に対し、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備について働きかけます。
市営住宅の整備	市営住宅の建替えについては、ユニバーサルデザインに配慮し整備を行っていきます。
障害者の住宅改修に対する助成	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にし、介護者の負担軽減を図るため、居室、トイレ、浴室等の改修費用に対して助成を行っていきます。 障害者や高齢者が居住する住宅のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度の固定資産税を減額します。(対象工事や工事費の要件有)
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	障害者や高齢者等の住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対し、山口県居住支援協議会や民間の関係団体等と連携して民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。

ウ 情報提供の充実

現状と課題

- 文字による情報入手が困難な障害者等のために、市広報や市議会だより等、地域生活をするうえで必要度の高い情報を音声で提供しています。
- 視覚障害者や聴覚障害者等に対して、情報取得や意思疎通を支援する用具を給付しています。
- 意思疎通支援者である手話通訳者や要約筆記者を派遣して、円滑にコミュニケーションが図れるように支援に努めています。
- 障害者が円滑に情報を取得・利用して意思表示やコミュニケーションができるように、情報提供やコミュニケーション支援の充実といった、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。
- 令和5（2023）年11月に山口県障害者ICTサポートセンターが開設され、スマートフォン等ICT機器の操作についての相談を受け付けています。

今後の方針

- ◇ 視覚障害者や聴覚障害者等の情報取得の手段として、音声、手話通訳等の活用や市広報・市ホームページの充実など、計画的に市が発信する情報のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ◇ 市が作成する文書やチラシ等の文字の大きさや色の組合せ等を考慮し、全ての人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。

主な事業展開

(関係機関：障害福祉課、地域政策課、下松市社会福祉協議会)

事業項目	事業内容
市が発信する情報提供手段の充実	<p>視覚障害者や聴覚障害者等の情報発信の手段として、音声、手話通訳等の活用や市広報・市ホームページの充実など、計画的に市が発信する情報のユニバーサルデザイン化を推進します。</p> <p>また、市が作成する文書やチラシ等の文字の大きさや色の組合せ等を考慮し、全ての人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。</p>
情報・意思疎通支援用具の給付	<p>視覚障害者や聴覚障害者等に対して情報・意思疎通支援用具を給付するとともに、障害者団体等の意見等を参考に、必要に応じて給付対象品目の見直しや追加を行います。</p>
手話通訳者・要約筆記者の派遣	<p>聴覚障害者の円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>
奉仕員養成講座の開催	<p>手話奉仕員、点訳・音訳奉仕員の養成講座等を実施し、人材の育成と確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。</p>
点字・声の広報等発行事業	<p>文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、市広報、生活情報やその他生活するうえで必要度の高い情報を提供します。</p>
ICT講習会の開催	<p>障害者のICTを活用した情報の取得利用・意思疎通の機会の拡大と活用能力の向上を図るため、障害者ICTサポートセンターが開催する講習会と連携していきます。</p>

(4) 地域力を活かした支え合いの推進

現状と課題

- 下松市社会福祉協議会では、「福祉の輪づくり運動」を実施していますが、地域における見守り・支え合い体制強化のため、平成26（2014）年度から福祉員活動の重点活動を定め推進しています。
また、知的障害者の休日の余暇活動として、ボランティアや保護者と共に「スマイルクラブ」を開催しています。
- 県では、障害者に対してちょっとした手助けや配慮を行うことで、障害者が暮らしやすい地域社会を作っていくことを目的とした「あいサポート運動」を推進しています。
- 障害者等が外出先で困った時に周囲の人に見せ、手助けを求めるヘルプカードやヘルプマークを配布しています。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における見守りや支え合い体制の充実と地域福祉推進のために必要な環境の整備が求められています。

今後の方針

- ◇ 障害者団体やボランティア団体の活動が地域福祉の充実につながることから、活動に取り組みやすい環境の整備等の支援を通じて活動の活性化を図ります。
- ◇ 障害者が暮らしやすい地域共生社会を実現するため、「あいサポート運動」の更なる推進を図ります。



(関係機関：障害福祉課、地域福祉課、下松市社会福祉協議会)

事業項目	事業内容
福祉の輪づくり運動	下松市社会福祉協議会と連携し「福祉の輪づくり運動」を更に進めるとともに、福祉サービスを必要とする人や困難事案の解決方法を検討し、地域の人々やボランティア等と見守り・支え合い体制の充実を図り、障害者が地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。
あいサポート運動の普及・啓発	障害者が困っていること、必要な配慮を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」について、研修の開催やチラシの配布、ポスターの掲示等により普及・啓発を図ります。
ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発	障害者等が外出先で困った時に、周囲の人に手助けを求めるヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発を図ります。
民生委員・児童委員の活動支援	地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修や情報交換会の開催等を通じて、その地域福祉活動を支えます。
障害者団体・ボランティア団体の活動の活性化	障害者団体の活動の周知、ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実、活動環境の整備等の支援に努め、障害者団体やボランティア団体の活動の活性化を図ります。

第4章 第7期下松市障害福祉計画及び第3期下松市障害児福祉計画

第1節 障害福祉計画及び障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人に対する支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

本市においては、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

（計画期間：令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間）

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、次の7点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者が地域で必要な支援を受けられるよう、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者が精神障害者に含まれて対象となること、さらに、難病患者も対象となっていることについての周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援や相談支援の充実を図るとともに、ライフステージに応じて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、専門的な支援が必要な医療的ケア児に対して、包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、提供体制の確保とこれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、研修の実施や多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報を行うとともに、職員の処遇改善、ICT・ロボットの導入による負担軽減や効率化に、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援し、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含めて、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。合理的配慮の提供に留意しつつ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表といった多様な活動に参加する機会を確保することで、社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進するとともに、障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進するために、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行っていきます。

(1) 訪問系サービス及び日中活動系サービスの提供体制の充実

障害者が地域で生活していくために必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）や、障害者の日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）について、サービスの提供体制の充実を図ります。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練等の事業を推進して、入所・入院から地域生活への移行を進めていきます。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたうえで、地域で安心して生活を送るために、支援体制の整備を図る必要があります。これらのサービスや居住支援法人との連携を推進し、障害者の一人暮らし等に向けた支援の充実を図りつつ、サービスにより障害者の地域における生活の維持と継続が図られるように努めていきます。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、コーディネーターの配置や効果的な支援体制を構築し、地域生活支援拠点となる事業所等の機能の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行とその定着を進めます。

(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等の適切な支援ができるよう、ニーズを把握しつつ、地域課題の整理や専門的な人材の育成、地域資源の開発等を行い、関係機関と連携を図りながら支援体制の整備を図ります。

(5) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症の対策として、相談機関及び医療機関の周知、当事者団体を活用した回復支援が重要で、本人と家族に対して、関係機関が密接に連携して支援する必要があります。

また、依存症に対する誤解と偏見を解消するための研修や幅広い普及啓発に努めていきます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築し、相談支援事業所等が、障害者及びその家族が抱える課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげることができるよう、関係機関との連携に努めていきます。

また、基幹相談支援センターの設置についても検討していきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者の地域生活への移行と定着を進めるとともに、現に地域で生活している障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めていきます。

(3) 発達障害者に対する支援

発達障害については早期発見と早期支援が重要であり、本人及びその家族等の支援者が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、発達障害者及びその家族等に対する支援体制を構築していきます。

(4) 地域自立支援協議会の活性化

地域課題の改善に取り組むため、下松市地域自立支援協議会の機能強化に努め、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

また、関係機関等とも連携して、事例の実態把握、支援体制の評価や改善等を図ります。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策等とも緊密な連携を図るとともに、各部署と連携した支援体制を構築していきます。

さらに、障害児支援を適切に行うため、就学時や卒業時において、学校や教育委員会、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、支援が円滑に引き継がれるよう支援していきます。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等の体験を通じて、共に過ごし互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場における支援に協力できる体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児等コーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等により、支援の地域づくりを推進します。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を行い、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、その質の確保と向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

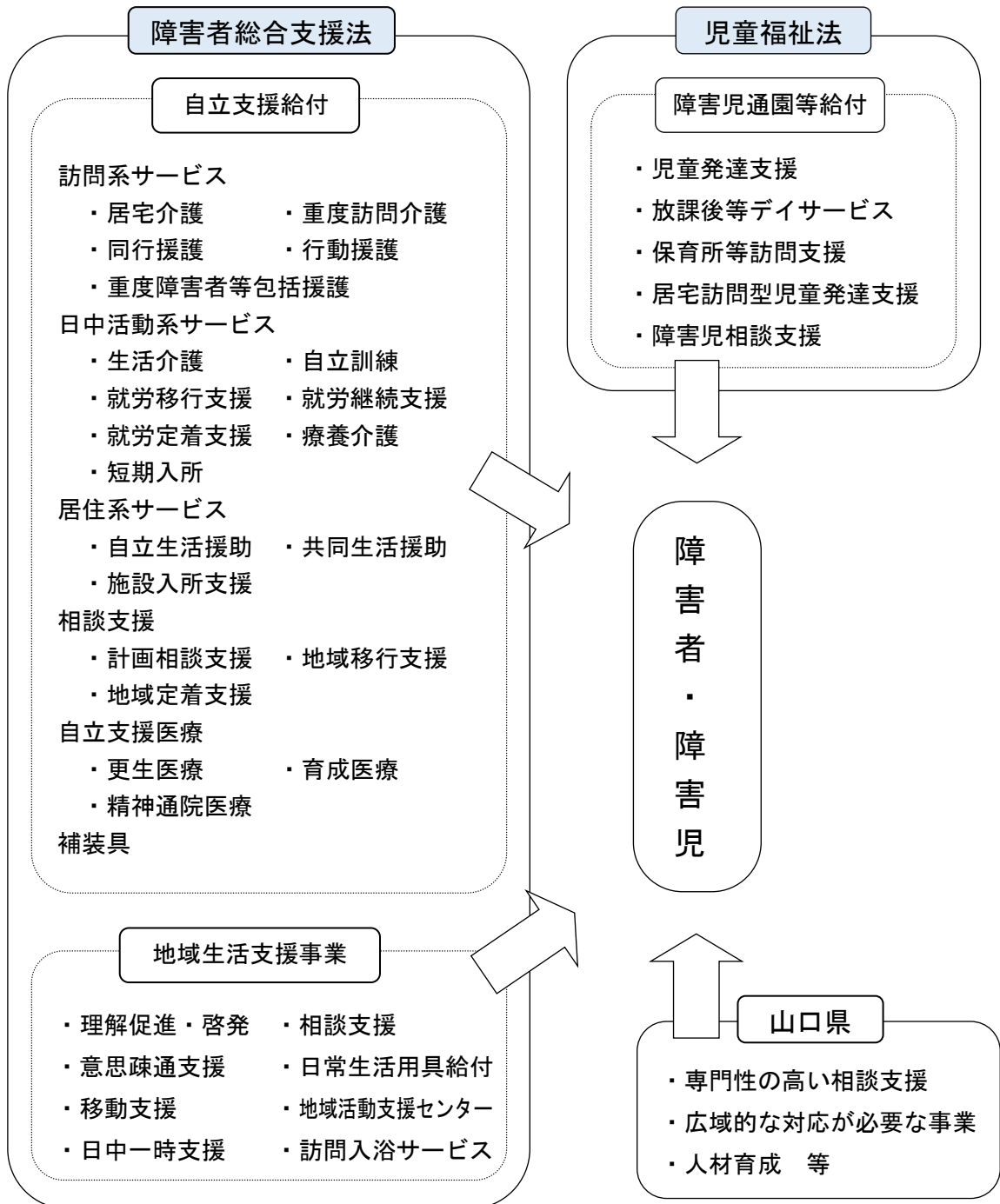
5 地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方

地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要なサービスが円滑に利用できるよう、地域生活支援事業の柔軟な運用に努めるとともに、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備していきます。

6 事業体系

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通園等給付等の体系

障害者を対象とした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障害児通園等給付」に大別されます。



(2) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます（区分6が最も支援の必要度が高い）。

全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、審査会を経て市が認定します。障害支援区分は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

令和5（2023）年4月1日現在の認定状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	3	7	11	10	14	39	84
知的障害	2	18	20	24	34	17	115
精神障害	3	16	3	0	1	0	23
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	41	34	34	49	56	222

(3) 障害支援区分と利用できるサービスの関係について

サービスの種類	障害種別	利用条件
介護給付費	居宅介護	身 知 精 難 障害支援区分1以上
	重度訪問介護	身 知 精 難 障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当 (1) 二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援が不要以外と認定されていること (2) 行動関連項目等の合計点数10点以上
	同行援護	身 難 視覚障害を有すること
	行動援護	知 精 障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数10点以上
	重度障害者等包括支援	身 知 難 障害支援区分6
	療養介護	身 難 ALSは障害支援区分6 筋ジストロフィーは障害支援区分5以上
	短期入所	身 知 精 難 障害支援区分1以上
	生活介護	身 知 精 難 障害支援区分3以上（施設入所者は4以上） 50歳以上は2以上（施設入所者は3以上）
	施設入所支援	身 知 精 難 障害支援区分4以上 50歳以上は3以上

第3節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

国の指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行することを基本としています。

本市においては、これまでの計画における実績や施設入所者の地域生活への移行等に関する意向などを踏まえ、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標①：令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の2.9%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活に移行します。

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
地域生活移行者数	2人	令和8（2026）年度までに施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計 基準値（令和4（2022）年度末時点の施設入所者数、継続入所者※5人を除く）：67人

※継続入所者…整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者。

(2) 施設入所者の削減

国の指針では、令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としています。

本市においては、国の指針や真に施設入所支援が必要な者の見込みを勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標②：令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から2.9%以上削減します。

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
施設入所者の削減数	2人	令和4（2022）年度末時点と令和8（2026）年度末時点との施設入所者数の差 基準値（令和4（2022）年度末時点の施設入所者数、継続入所者5人を除く）：67人

2 地域生活支援の充実

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等が整備（複数市町による共同整備を含む。）されるとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8（2026）年度末までに、市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標③：令和8（2026）年度末までに、地域生活支援拠点等に参画する事業所を増やし、事業所間のネットワーク体制の構築を目指します。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

成果目標④：令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握、強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備について検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の指針では、令和8（2026）年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。併せて、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所のそれぞれに係る移行者数の目標値を定め、それぞれ令和3（2021）年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上及び1.28倍以上を目指すこととしています。

本市においては、近年の一般就労の移行者数の現状を踏まえ、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑤：令和8（2026）年度中の就労移行支援事業所等※を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.60倍以上とします。
成果目標⑥：令和8（2026）年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.33倍以上とします。
成果目標⑦：令和8（2026）年度中の就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数を1人以上とします。
成果目標⑧：令和8（2026）年度中の就労継続支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の2.00倍以上とします。

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を行う事業

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
一般就労への移行者数 (a)	7人	令和8（2026）年度中の一般就労移行者数 基準値 a:5人 b:3人 c:0人 d:1人 （令和3（2021）年度の実績）
うち就労移行支援事業所からの移行者数 (b)	4人	
うち就労継続支援A型からの移行者数 (c)	1人	
うち就労継続支援B型からの移行者数 (d)	2人	

(2) 一般就労後の定着支援

国の指針では、令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることも基本としています。

本市においては、国の指針のとおり、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑨：令和8（2026）年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とします。
成果目標⑩：地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、下松市地域自立支援協議会の就労部会等を活用し、取組を進めます。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない）に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

また、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑪：周南圏域において児童発達支援センターが設置されており、今後もこの体制を継続していきます。

令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援施設等が実施する保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない）に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑫：周南圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を利用できる体制が構築されており、今後もこの体制を継続していきます。

成果目標⑬：周南圏域において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を利用できる体制が構築されており、今後もこの体制を継続していきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、国の指針のとおり、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑭：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会を設置しており、今後もこの体制を継続していきます。
成果目標⑮：医療的ケア児等コーディネーターとして、市職員及び市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員等を配置していますが、今後もコーディネーターの増員に努めていきます。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8（2026）年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を果たす基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑯：令和8（2026）年度末までに、地域の相談支援体制の強化に努め、総合的な相談支援、関係機関等との連携の緊密化を通じた地域づくりを目指すとともに、基幹相談支援センターの設置を検討します。
成果目標⑰：個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うための協議の場として、下松市地域自立支援協議会の相談支援会議等を活用します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑱：令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、市職員の障害福祉サービスその他の研修への積極的な参加や、関係自治体と必要に応じて情報共有を行います。 また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を事業所等と共有することで、提供される障害福祉サービスの質の向上を図ります。

第4節 障害福祉サービス等の必要量の見込みについて

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害児通所支援等の実施に関する考え方、必要量及びその確保のための方策を定めます。

必要量を見込むにあたっては、現に利用している者の人数や利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量のほか、施設や精神科病院からの地域移行者数、一般就労への移行者数などの成果目標、地域の雇用情勢等を総合的に勘案して、利用者数及び利用量を算定します。

なお、利用ニーズを把握するため、総合支援学校の在校生を対象とした進路希望の調査や、事業所を対象としたサービス利用のアンケートを実施しています。

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事支援を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、外出時において同行及び移動に必要な情報提供を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動等の必要な補助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中で、その程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数/月	31	31	32	32	32	32
	利用時間/月	272	225	225	256	256	256
重度訪問介護	利用者数/月	0	0	1	1	1	1
	利用時間/月	0	0	577	577	577	577
同行援護	利用者数/月	2	3	3	3	3	3
	利用時間/月	31	38	37	42	42	42
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間/月	0	0	0	0	0	0

【必要量確保のための方策】

サービス提供事業者に対し、身体障害や知的障害、精神障害、難病等の特性を十分理解し対応できる専門的な人材の確保、資質の向上等を働きかけていきます。

また、介護保険サービス提供事業所等との連携を図りながら、必要量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能（機能訓練）又は生活能力（生活訓練）の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月に創設予定の新たなサービス。）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労の継続を図るため、就労の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気等で介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設での必要な介護を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護 (継続入所者を除く)	利用者数/月	107	106	108	108	108	108
	利用日数/月	2,127	2,105	2,138	2,160	2,160	2,160
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	2	1	1	3	3	3
	利用日数/月	26	9	11	30	30	30
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	6	3	4	6	6	6
	利用日数/月	80	41	48	108	108	108
就労選択支援	利用者数/月	—	—	—	—	2	2
	利用日数/月	—	—	—	—	10	10
就労移行支援	利用者数/月	8	7	8	8	8	8
	利用日数/月	141	128	153	140	140	140
就労継続支援A型	利用者数/月	27	31	30	32	34	36
	利用日数/月	479	557	541	576	612	648
就労継続支援B型	利用者数/月	91	102	100	105	110	115
	利用日数/月	1,671	1,859	1,854	1,995	2,090	2,185
就労定着支援	利用者数/月	2	3	3	5	6	7
療養介護	利用者数/月	8	7	7	8	8	8
短期入所(福祉型)	利用者数/月	5	5	5	10	10	10
	利用日数/月	42	47	47	80	80	80
短期入所(医療型)	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用日数/月	1	2	1	2	2	2

【必要量確保のための方策】

障害者が地域で生活できるよう、サービス提供事業所等と連携し、相互の情報共有を進めることにより、質の高いサービスやニーズに即したサービスの提供に努めます。

また、サービスの提供体制を確保するため、事業者に対し新規参入や利用定員の拡大を働きかけます。

(3) 居住系サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	施設等から退所・退院した人に対し、自立した日常生活の実現のために、一定期間、訪問して必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	27	29	28	30	31	32
施設入所支援 (継続入所者を除く)	利用者数/月	67	68	69	68	67	65

【必要量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、障害者の地域移行が進むのに伴い、地域生活に向けた訓練の場、又は生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、定員拡大及び新規参入意向のある事業所が、円滑にサービスの提供を開始できるよう支援し、必要量に応じた提供体制の確保に努めます。

2 指定相談支援

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成し、利用状況の検証（モニタリング）や、事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	入所・入院中の人々が地域生活に移行するために、住居の確保やその他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数/月	59	52	50	55	56	57
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

【必要量確保のための方策】

計画相談支援については、新たな事業所の参入や指定特定相談支援事業所の拡充を促進し、支援が必要な利用者への支援提供体制の確保を目指します。

3 障害児通所支援等

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応及びその他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児で通所が著しく困難な障害児に、訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成し、利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整等を行います。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援(福祉型)	利用者数/月	27	42	51	52	56	60
	利用日数/月	242	303	382	390	420	450
児童発達支援(医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	113	115	127	130	130	130
	利用日数/月	1,261	1,198	1,402	1,430	1,430	1,430
保育所等訪問支援	利用者数/月	3	8	11	12	12	12
	利用日数/月	3	9	14	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	26	26	30	31	32	33
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人数	5	6	6	6	6	7

【必要量確保のための方策】

放課後等デイサービスについては、利用の拡大が見込まれることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、利用定員の拡大に努めます。

障害児相談支援については、相談支援事業所と連携し、計画の策定やモニタリングに必要な相談支援体制を確保します。

また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、県が開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ参加し、コーディネーターの配置に努めます。

4 その他の活動指標

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置】

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【精神障害者における障害福祉サービスの利用者数】

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人
自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

(2) 地域生活支援拠点等の充実

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回

(3) 相談支援体制の充実・強化等

指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
下松市 地域 自立 支援 協議 会	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	6回	6回
	事例検討会への参加事業者・機関数	6者	6者	6者
	専門部会の設置数	4件	4件	4件
	専門部会の実施回数	10回	10回	10回

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
県が実施する障害福祉サービス等に関する研修及びその他の研修への市職員の参加人数		5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12回	12回	12回

(5) 発達障害児者に対する支援

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数	3人	3人	4人
ピアサポート活動への参加人数	12人	12人	12人

(6) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備（保育所等における障害児受入人数）

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所	65人	65人	65人
認定こども園	10人	10人	10人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	80人	80人	80人

第5節 地域生活支援事業の必要量の見込みについて

第6期障害福祉計画の進捗状況に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における事業の内容及び考え方、必要量及びその確保のための方策を定めます。

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援事業等の特に日常生活に欠かせないサービスと、自主的に取り組む事業を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しています。

なお、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業の実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業の実施を検討していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人や障害特性等について地域住民の理解を深めるために、研修や啓発活動を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【必要量確保のための方策】

障害等への理解を深めるための研修や啓発活動を実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等による地域生活における自発的な取組を支援します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【必要量確保のための方策】

今後も引き続き、家族会等が行うピアサポート事業に助成を行います。

(3) 相談支援事業

障害者が自立した日常生活を営むために、障害者とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談等の業務を総合的に行う事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望するものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

【必要量確保のための方策】

障害者相談支援事業については、事業所と連携し必要な相談支援を実施します。また、障害者が身近な地域で相談が行えるよう、下松市地域自立支援協議会の各部会において事例研究を行うとともに地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

基幹相談支援センターや住宅入居等支援事業については、設置や実施の検討を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が十分でない人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	3	2	3	3	3

【必要量確保のための方策】

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を支援して法人後見の体制整備を図り、障害者の権利擁護を進めていきます。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

【必要量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できるよう、下松市社会福祉協議会等と連携し、事業の実施について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の意思疎通の支援として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な用務に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳を必要とする障害者に常時対応できるよう、手話通訳者を設置する事業です。
遠隔手話通訳サービス事業	手話通訳を必要とする障害者が、タブレット等を利用して離れた場所にいる手話通訳者から通訳を受ける事業です。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	87	101	150	150	150	150
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	検討	検討	検討
遠隔手話通訳サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【必要量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、事業の周知を図るとともに、下松市社会福祉協議会と連携し、今後も体制の維持を図っていきます。

また、市役所窓口での各種相談や手続等を行う際の意味伝達を支援するため、手話通訳者の設置体制について検討するとともに、遠隔手話通訳サービスの実施を継続します。

(7) 日常生活用具給付等事業

身体障害者、知的障害者、難病患者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具を給付します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具 (8品目)	給付件数	2	0	1	2	2	2
自立生活支援用具 (11品目)	給付件数	7	7	7	6	6	6
在宅療養等支援用具 (8品目)	給付件数	7	3	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具 (19品目)	給付件数	10	10	10	15	15	15
排泄管理支援用具 (3品目)	給付件数	1,050	978	930	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具 (1品目・住宅改修)	給付件数	0	0	1	1	1	1

※事業名の（ ）内には、令和5年度末現在の品目数を記載しています。

【必要量確保のための方策】

地域の実情や利用者の状況等に応じ、支給品目の追加や見直し等を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の活動への支援者として期待される手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	受講修了者数	コロナ禍のため延期	6	6	7	7	7

【必要量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、下松市手話奉仕員養成協会との連携により、今後も研修を継続して開催していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者が、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	10	7	6	13	13	13
	延利用時間	472	252	100	650	650	650

【必要量確保のための方策】

障害者の社会参加を支援するサービスであり、新規事業所が円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、必要量に応じた提供体制の確保に努めます。

また、希望者に必要な支援が行き届くよう、制度の周知に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障害者の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

事業名	内 容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	28	31	35	55	55	55

【必要量確保のための方策】

地域活動支援センターⅠ型については、対象者に対し事業の周知を図るとともに、事業所と連携して、今後も事業を継続していきます。

(11) その他の事業

事業名	内 容
日中一時支援事業	障害者支援施設等において障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	歩行が困難な在宅の身体障害者又は難病患者等であって、家庭又は公衆浴場で入浴が困難な人に対し、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強や交流を図るため、スポーツ教室等を開催します。

点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳等の方法により、市広報等を発行します。
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	点訳・音訳に必要な技術を習得した点訳・音訳奉仕員を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車の運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	14	15	15	38	38	38
	延利用回数	327	418	650	1,000	1,000	1,000
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1	2	2	3	3	3
	延利用回数	12	110	107	210	210	210
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	利用件数	2	1	1	2	2	2

【必要量確保のための方策】

事業についての周知を図るとともに、利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

参考資料

総合支援学校在校生進路希望調査結果

総合支援学校高等部の生徒 25 人のうち、13 人が就職を希望し、12 人が障害福祉サービスの利用を希望しています。また、サービス利用希望者のうち就労継続支援B型の希望者が 5 人と一番多く、次いで生活介護が 3 人、就労移行支援と就労継続支援A型が 2 人ずつとなっています。

また、中学部の生徒 29 人は全員進学を希望しています。

(単位：人)

希望する進路	高等部			
	1年	2年	3年	計
進学	0	0	0	0
就職	6	6	1	13
障害福祉サービス	3	6	3	12
生活介護	0	3	0	3
自立訓練	0	0	0	0
就労移行支援	0	1	1	2
就労継続支援A型	0	2	0	2
就労継続支援B型	3	0	2	5
デイサービス、地域活動支援センター	0	0	0	0
施設入所支援	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	0	0	0	0
合計	9	12	4	25

アンケート実施校：周南総合支援学校、徳山総合支援学校、田布施総合支援学校

下松市地域自立支援協議会設置規則

(令和3年下松市規則第17号)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定及び下松市附属機関設置条例（令和3年下松市条例第5号）の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくり及び障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、中核的な役割を果たす協議を定期的に行うため、下松市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体に所属する者
- (2) 障害者等の福祉に関連する職務に従事する者
- (3) 障害者団体以外の福祉団体等に所属する者
- (4) 行政機関に所属する者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第5条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例等の支援の在り方に対する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別に関する相談、差別を解消するための取組等に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉に関すること。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の専門部会について準用する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員並びに第3条第2項及び前条の規定により協議会に関わった者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

下松市障害者施策推進協議会設置要綱

(平成 14 年 6 月 28 日制定)

(設置)

第 1 条 本市における障害者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下松市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は、下松市地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会の会長は、地域自立支援協議会の会長をもって充てる。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(所掌事項)

第 4 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定による下松市障害者計画に関すること。

(2) 障害者施策に係る調査及び研究に関すること。

(3) その他障害者施策の推進に関すること。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第 6 条 協議会の委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

(下松市障害者施策推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 下松市障害者施策推進協議会設置要綱（平成 8 年 3 月 21 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 16 日）

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 6 日）

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 12 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 2 日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

(下松市地域自立支援協議会設置要綱の一部改正)

- 2 下松市地域自立支援協議会設置要綱（平成 28 年 9 月 27 日制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「下松市新障害者施策推進協議会」を「下松市障害者施策推進協議会」に改める。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会委員名簿

（任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日、令和5年10月1日～令和7年9月30日）

（○会長 敬称略 順不同）

区分	役職名	氏名
障害者	下松視覚障害者協会会長	山本 一 憲
	下松市ろうあ協会会長	大木 英 明
	日本オストミー協会周南地区幹事	武居 良 枝
福祉従事者	第2しょうせい苑施設長	弘津 亨（～R5.3.31） 山村 繁典（R5.4.1～）
	ゆたか苑サービス管理責任者	武居 克 典
	サルビアの家施設長	山本 かおり
その他の福祉関係者	下松市社会福祉協議会会長	○白木 正 博
	下松市民生児童委員協議会会長	藤江 旬 仁
	下松市手をつなぐ育成会副会長	檜垣 雅 江
	下松市肢体不自由児（者）父母の会会長	河村 千 春
	山口県社会福祉士会	岡田 一 雄
	周南さわやか家族会代表	小川 哲 夫
行政機関	下松市健康福祉部長	瀬来 輝 夫

下松市障害者計画推進本部設置要綱

(令和2年9月2日制定)

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、下松市障害者計画（以下「計画」という。）を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、下松市障害者計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (3) その他推進本部の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(作業部会)

第6条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が必要と認めるときに招集する。
- 7 前項の会議の議長は、部会長をもって充てる。

(参考人の出席)

第7条 本部長は推進本部の会議に、部会長は作業部会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月3日から施行する。
(下松市新障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 下松市新障害者計画策定委員会設置要綱(平成14年6月28日制定)は、廃止する。

附 則(令和2年10月30日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月1日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長 上下水道事業管理者 企画財政部長 総務部長 地域振興部長 生活環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長
--

別表第2(第6条関係)

企画財政部	企画政策課長 財政課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長 デジタル推進課長
地域振興部	地域政策課長 地域交流課長 産業振興課長
生活環境部	環境推進課長 保険年金課長 生活安全課長
健康福祉部	地域福祉課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 健康増進課長
こども未来部	こども未来課長 こども家庭課長
建設部	土木課長 住宅建築課長 都市政策課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長
消防本部	警防課長

計画策定の経緯

年月日	事項
令和5年 3月17日	令和4年度第1回下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会開催 審議内容：次期計画の策定について
8月31日 ～9月20日	障害福祉サービス事業所、総合支援学校へアンケート実施
9月	下松市障害者計画推進本部作業部会開催 審議内容：現行計画の進捗状況確認、次期計画の内容検討
10月1日	下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会委員委嘱
10月2日	下松市障害者計画推進本部会議開催 審議内容：次期計画の策定について
10月24日	令和5年度第1回下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会開催 審議内容：次期計画の基本的方向性について 現行計画の進捗状況について
12月25日	令和5年度第2回下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会開催 審議内容：計画（案）について
令和6年 1月15日	下松市障害者計画推進本部会議開催 審議内容：計画（案）について
1月	下松市障害者計画推進本部作業部会開催 審議内容：計画（案）について（意見聴取）
1月19日 ～2月19日	計画（案）パブリックコメント実施
3月13日	令和5年度第3回下松市地域自立支援協議会（兼）下松市障害者施策推進協議会開催 審議内容：計画の最終案について
3月18日	下松市障害者計画推進本部会議開催 審議内容：計画について
3月22日	市ホームページに公開、市議会へ配付

第五次下松市障害者計画
第7期下松市障害福祉計画
第3期下松市障害児福祉計画

発行日 令和6(2024)年3月策定

発行 下松市

編集 下松市健康福祉部障害福祉課

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1835 FAX 0833-41-6220

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>

印刷 社会就労センターセルフ周陽(就労継続支援B型事業所)
